



ソニー損保のスローガンは

「"Feel the Difference"~この違いが、保険を変えていく。~」です。
お客様にとって価値ある「違い=Difference」をビジネスのあらゆる領域において創造し、
お客様に提供していこうという私たちの意思を表しています。

FEELTHE Difference

この違いが、保険を変えていく。

ダイレクトならではの、圧倒的な「違い」。 他の保険会社にはない、先進的な「違い」。 お客様とともに歩むという、本質的な「違い」。

これらの「違い」をお客様に感じ取っていただけるよう、 私たちは次の5つを実践します。

Innovative & Professional

常に革新的であり、プロフェッショナルな品質を約束します。

Progress with Customers

たゆまず、お客様に合わせて進化し、お客様とともに歩み続けます。

Committed Service & one on one Solutions

お客様に深くコミットしたサービス。そして「個」客のためのきめ細やかなソリューションを提供します。

Sincere & Faithful

真摯に取組み、誠実に対応します。

Convincing Satisfaction

お客様にとっての得心の爽快感を大切にします。

Vision

ソニーらしく、自由闊達な発想のもと 現在から未来への担い手として 新しいライフスタイルをつくるため 常に創造と革新にチャレンジします。

Mission

お客様との直接対話を通して 合理的で質の高い保険サービスを提供し 安全で安心できるパーソナルライフの 実現に貢献していきます。





本冊子は、保険業法第111条に基づき、ソニー損保の考え方や特色、保険サービスに対する取組み、財務情報などを紹介させていただくために作成したディスクロージャー誌です。ソニー損保についてご理解いただく上で、お役に立てていただければ幸いです。

INDEX

ごあいさつ
ソニーフィナンシャルグループ
トピックス 4
経営について
お客さま本位の業務運営の取組み・・・・・・・・・・・ 6
代表的な経営指標・・・・・・・・・・12
事業の概況16
コーポレート・ガバナンス・・・・・・・20
コンプライアンス・・・・・・・22
リスク管理24
個人情報保護および情報セキュリティへの取組み27
CSRについて
CSR (企業の社会的責任) の取組み・・・・・・29
商品・サービスについて
保険のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
販売·勧誘方針 · · · · · · 34
商品ラインアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
保険金のお支払いとサービス体制 · · · · · · · · 37
お客様サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
■ データ編
主要な経営指標等の推移・・・・・・・・・・・・44
事業の概要45
経理の状況54
■会社の概要
株主・株式の状況69
取締役・監査役および執行役員一覧70
会社の組織71
従業員の状況72
損害保険用語の解説・・・・・・・・・・・・73
開示項目一覧74

ごあいさつ

平素より、ソニー損保をお引立て賜り、厚く御礼申し 上げます。

2018年度は大規模自然災害が相次いだことにより、各地に甚大な被害をもたらすこととなりました。被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。損害保険業界としては自然災害による保険金支払額が過去最大となり、当社においてもお客様への迅速な事故対応と保険金のお支払いに努めた一年となりました。

そのような環境ではありましたが、2018年度の当社の業績は引続き良好に推移し、増収の効果や事業費低減の取組み等が奏功し6年連続で過去最高益を更新することができました。主力商品である自動車保険の保有契約件数が2019年3月末に200万件を超えるなど契約数が順調に増加し、経常収益は前年度比4.6%増の1,151億円、経常利益は前年度比4.9%増の68億円となりました。

2018年度の取組みを振り返りますと、商品面においては、成長の加速と収益基盤の安定化に向け、主力商品の強化と商品ラインアップの拡充に努めてまいりました。主力の自動車保険では新しく「無事故割引」を導入し合理的な保険料を追求するとともに、医療保険では加入しやすい基本保障プランを新設するなど、より魅力的な保険料をご案内することで価格競争力の強化を図りました。また、新しい商品として、ダイレクトならではの合理的な保険料と利便性を実現したインターネット専用の海外旅行保険と火災保険の販売を開始し、自動車保険や医療保険に続く柱に育てたいと考えています。

サービス面においては、「お客さま本位の業務運営方針」に基づいた「お客さまの声」の傾聴を通じ、高品質な商品・サービスの提供によるカスタマーエクスペリエンス(以下CX)の向上に注力しました。自動車保険においては、先進テクノロジーの活用により、保険証券の写真で保険料が確認できる「写真でカンタン見積り」を開始したほか、「ご契約者アプリ」に位置情報を送信できる事故連絡機能を追加するなど利便性の向上を図りました。同時に、人によるサービス品質の向上を追求し、事故解決サービスでは一層の迅速化やお客様のご意向の把握の徹底、契約サービスではコンサルティングの強化やチャットなど電話以外の窓口のさらなる充実などを図りました。

また、多くのお客様に当社についてご理解いただけるよう、「安心を、もっと安く」をテーマとしたマーケティングの積極的な展開によって信頼のブランド力の向上に注力しました。



こうした取組みの結果、外部調査機関によるお客様 満足度調査において、引続き大変高い評価をいただく ことができました。

当社では、2018年度から2020年度までの中期計画に基づき、その実現に向けた取組みを進めております。ビジネス環境のさまざまな変化に着実に対応するとともに、商品・サービス・マーケティングなど幅広い領域で、フィンテックをはじめとするAI技術等の先進テクノロジーの積極的な活用に加え、人ならではのサービスを一層充実させていくことで、新たな顧客体験の提供とCXのさらなる向上の実現を目指しております。

最後になりますが、当社は2019年度に営業開始から20周年という節目を迎えます。これまで順調にビジネスを拡大することができましたのは、ひとえにお客様ならびにステークホルダーの皆様のご支援の賜物と、改めて心より感謝申し上げます。今後も、ビジネス環境が大きく変化していくことが予想される中、ダイレクトモデルの特長を活かし顧客価値最大化への挑戦を継続し、信頼のブランドカの確立によってより存在感のある企業となるべく、全社一丸で努力していく所存です。

引続き、皆様のご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ソニー損害保険株式会社

代表取締役社長 并羽淳雄

ソニーフィナンシャルグループ

ソニー損保が一員となっているソニーフィナンシャルグループは、金融持株会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社と、当社、ソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社などから構成される総合金融サービスグループです。

ソニーフィナンシャルグループのミッション・ビジョン・バリュー

ソニーフィナンシャルグループのミッション(存在意義)を「人々が心豊かに暮らせる持続可能な社会をつくる」と定義しています。 ソニーフィナンシャルグループ社員のすべての活動の原点となるミッション・ビジョン・バリューは、ソニーフィナンシャルホール ディングス株式会社のウェブサイトで公開しています。

*ソニーフィナンシャルグループの「ミッション・ビジョン・パリュー」は(https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/about_us.html#mission)をご参照ください。

ソニーフィナンシャルグループ各社の特長

● ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

傘下に置く各社の経営管理を行うとともに、ソニーフィ ナンシャルグループの金融機能の融合を推進しています。

● ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)

お客様ひとりひとりのライフプランに基づく最適な保障をお届けするとともに、人生の伴走者として、一生涯にわたってお客様の人生をサポートしています。

● ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)

個人のためのインターネット銀行です。資産運用を中心と した質の高い金融商品・サービスのほか、利便性の高い 住宅ローンなどを提供しています。

● ソニー・ライフケア株式会社

いつまでも、安心してご自身に合った生活を送っていただけるように、ご利用者の「生活」を中心に置いた介護サービスを提供します。

ソニー損保とソニーフィナンシャルグループ各社との連携

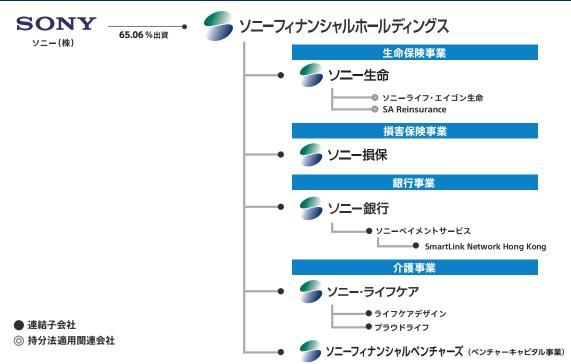
2001年5月から、ソニー生命のライフプランナー (営業社員)が、ソニー損保の自動車保険を販売しています。2004年10月からは、ソニー銀行の住宅ローンを利用されるお客様を対象に、ソニー損保の火災保険を販売しています。

また、ソニー損保のウェブサイトでソニー生命やソニー銀行の商品を紹介するほか、ソニー生命やソニー銀行のウェブサイトでソニー損保の商品を紹介するなど、相互連携を図っています。

ソニーフィナンシャルグループとソニーグループとの連携

ソニーフィナンシャルグループの各社は、ソニーグループの先進的な技術を活かした連携を行っています。また、社会貢献活動・ 環境保全活動におけるソニーグループ全体の取組みへの参加などを通じ、ソニーグループの一員としても活動しています。

グループ体制図(主要子会社)(2019年3月31日現在)



(2018年6月)

インターネット専用の海外旅行保険販売開始

インターネット専用の海外旅行保険の販売を、2018年6月に開始しました。インターネット専用商品とすることで、各種手続にかかる事務コストを削減し低廉な保険料を実現したほか、旅行先だけではなく被保険者の年齢に応じたリスク細分を導入することで、リスクの低い10歳~49歳の保険料を割安にしました。補償のカスタマイズや、リピーター割引により、さらに保険料を節約することも可能です。

また、インターネットの利便性を活かし、申込手続や事故報告を、24時間いつでも行えるようにしました。万一の事故やトラブル時についても、24時間365円、電話や

インターネットを通じて日本語で各種サポートを実施するなど、お客様の安心・安全な海外旅行をサポートするための、充実したサービスを提供します。



(2018年9月)

「ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉」の商品改定~保険料がお手頃なプランを新設~

がん保障の手厚さが特長の「ガン重点型の医療保険 SURE〈シュア〉」の商品改定を行い、2018年9月に販売を 開始しました。低廉な保険料で病気やケガに備えたいと いうお客様のニーズにお応えし、SUREの特長を活かし つつ保障内容をシンプルにすることで、より手頃な保険 料で加入できる「基本プラン」を新設しました。

「基本プラン」は、「がん」と「がん以外の病気・ケガ」の入院 保険金日額を同額としながらも、がん入院保険金の支払 日数を従来通り無制限とするなど、がんに手厚く備えることができます。商品改定後は新設の「基本プラン」に加え、改定前の内容を踏襲した「がん2倍プラン」「がん2倍プラン+がん通院・診断一時金」の3種類のプランを用意

しています。ウェブサイトからのお申込みの場合は、 プランを自由に設計する ことも可能になりました。



(2018年9月)

ドライブレコーダー映像の、事故解決サービスへの活用例を紹介する特設ページを開設

あおり運転の社会問題化などを受け、ドライブレコーダーの搭載率が年々増加しています。これに伴い、「ドライブレコーダーの映像は事故解決に役立つのか?」とのご質問や、ご自身が遭遇した事故について「ドライブレコーダーの映像で状況を確認してほしい」といったご要望を、お客様からいただくことも多くなっています。

こうしたお客様の疑問や不安を少しでも解消できるよう、ソニー損保の自動車保険の事故解決サービスにおけるドライブレコーダーの映像の活用例を紹介する特設ページを、2018年9月に開設しました。

特設ページでは、お客様からいただいたドライブレコーダーの映像を活用した事故解決サービスの流れを、わかりやすく紹介しています。



(2018年10月)

インターネット専用の火災保険販売開始

2018年10月に、インターネット専用の「新ネット火災保険」の販売を開始しました。「新ネット火災保険」は充実した補償をインターネット専用商品ならではの低廉な保険料で提供する、住宅や家財を対象とした個人向けの火災保険です。台風や豪雨、地震などの自然災害による損害や、日常生活における賠償事故まで幅広く補償するほか、ダイレクト保険会社では国内初となる地震補償を最大100%にできる「地震上乗せ特約」もセット可能にしました。

制度上、地震保険の保険金額は火災保険金額の50%までしか設定できませんが、ソニー損保の新ネット火災保険では、「地震上乗せ特約」をセットすることで地震に

よる損害の補償を最大100%(火災保険と同額)まで拡大することが可能です。

また、インターネットの利便性を活かし24時間いつでも

見積り・申込みができるようにしているのででといるので負担を減らない。 続きのご負担を減らすため、火災保険で初めて1回ので初めて1回のきでもなった。 対締結まで完了できるようにしました。



(2018年12月)

自動車保険の商品改定~「無事故割引」新設~

2019年4月以降が保険始期日となるご契約を対象に、「無事故割引」新設などの商品改定を実施しました。「無事故割引」は前契約の保険会社を問わず、前契約に等級ダウン事故等が無い場合に、等級ダウン事故等があった場合に比べて保険料を2,000円割引くもので、事故の無いお客様は事故があった場合に比べて保険料をさらに抑えることができます。

前契約の保険会社を問わずに「無事故割引」が適用される自動車保険は、ソニー損保の自動車保険のみです(2018年12月17日時点)。

「無事故割引」新設のほか、保険料水準の改定や、「同性パートナー」 を配偶者に含める改定なども実施しました。

(2019年2月)

自動車保険の「写真でカンタン見積り」提供開始

2019年2月から、他社の自動車保険証券の写真や画像をもとに、ほぼ同じ条件での翌年の自動車保険の概算保険料を、その場でウェブサイトに表示する「写真でカンタン見積り」の提供を開始しました。「写真でカンタン見積り」は、テクノロジー活用による顧客サービス高度化の取組みの一環で、ソニーグループ会社の協力を得て開発したものです。スマートフォンやタブレットのブラウザ上で動作する仕組みとし、専用アプリのダウンロードやメールアドレスの登録などを不要とすることで、お客様にお気軽にご利用いただけるようにしました。

なお、写真見積り専用のアプリを利用せず、一般のブラウザ上で写真や画像のアップロードから保険料表示まで

行うサービスの提供は、自動車保険では初めてです。 概算保険料の見積り後、そのまま詳細見積りをして申込む ことも可能です。



保険証券の写真を撮影



無事故

概算保険料をその場で表示

(2019年2月)

「ご契約者アプリ」をリニューアル

2019年2月に、ご契約者を対象に提供しているスマートフォン向け無料アプリ「ご契約者アプリ」をリニューアルし、自動車保険の事故連絡機能を追加しました。今回新たに追加した事故連絡機能は、簡単な操作で、事故現場のGPS位置情報をソニー損保に送信し、すぐに事故受付担当のオペレーターと通話ができるようにしたものです。事故現場の位置情報とともに、事前にアプリに登録したご契約者情報がソニー損保に送信される仕組みとし、お客様の事故連絡時のご負担の軽減を目指しました。ソニー損保の自動車保険のご契約者は、「ご契約者アプリ」の初期設定画面で登録番号(お車のナンバー)・氏名・電話番号の3点をご登録いただければ、万一のときに事故連絡機能をスムーズにご利用いただけます。



お客さま本位の業務運営の取組み

ソニー損保は、スローガン"Feel the Difference"のもと、お客様にとって価値ある「ソニー損保ならではの違い」の実現を目指しています。「お客さまの声」に真摯に耳を傾け、お客様とより良い関係を築き、お客様にとって快適な、また、価値を感じていただけるサービスや商品を提供するために、「お客さま本位の業務運営方針」を定めています。

お客さま本位の業務運営方針

1. 「お客さまの声」を経営に活かす取組み

お客さまにより大きな「安心」をお届けするため、また、お客さまによりご満足いただけるサービス品質を実現するため、「お客さまの声」に真摯に耳を傾け、積極的に企業活動に活かしてまいります。

2.お客さまに価値を感じていただける商品・サービスの提供

ソニー損保ならではの、お客さまに価値を感じていただける商品やサービスの開発に取組んでいます。さらに、各お客さま接点を通じたカスタマーエクスペリエンス(お客さま体験)の向上による、お客さま価値最大化に向けた取組みを進めてまいります。

3.ご契約時のお客さまへの情報提供の充実

お客さまが商品選択する上で、ご意向に沿った商品・サービスを選んでいただけるよう、重要な情報をわかりやすく 提供いたします。

4.事故解決サービス・保険金等のお支払い

ご契約後のご契約車両のトラブルや事故、病気やケガなどの場合には、担当者がお客さまとダイレクトにコミュニケーションをとり、お客さまの立場にたち、お客さまの納得感を追求した事故解決、保険金等のお支払いを行います。 また、保険金支払の迅速性および適切性を確保し、お客さまからの満足と信頼を得るよう努めてまいります。

5.利益相反の適切な管理

お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切に業務を遂行するため、利益相反のおそれがある取引を適切に管理するための体制を整備し、維持、改善に努めます。

「お客さま本位の業務運営方針」に基づいた主な取組みは以下のとおりです。

1. 「お客さまの声 | を経営に活かす取組み

お客様からいただいたご意見やご不満の声は、会社の健全な発展と成長のための重要なメッセージとして真摯に受けとめ、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に継続的に努めています。

「お客さまの声 | を積極的に伺うためのアンケート

お客様サービスのさらなる向上のため、ご契約に関する 各種お手続きをされたお客様、自動車保険の事故解決 サービスやロードサービスを提供させていただいたお客 様などを対象に、当社のサービスに対するご意見やご感 想をお伺いしています。いただいたご意見・ご感想は、 より高品質なお客様サービス実現のための施策検討に 活かしています。

2018年度は事故解決サービスご利用後のアンケートの設問内容を改定し、お客様のご不満な点やご要望をより細かく把握できるよう改善に取組んだほか、アンケート回答に対するお客様へのお電話でのフォローアップを一段と強化しました。

なお、ソニー損保に寄せられたさまざまなお客様の声を起点とした課題と、その改善への取組状況は、当社ウェブサイト「コエキク改善レポート」(https://from. sonysonpo.co.jp/improvement/)で公表しています。2018年度も、お客様のご意見・ご要望に対する取組みを進め、うち主な事例として19件の改善状況を公開しています。

さらに、自動車保険の事故解決サービスやロードサービスを提供させていただいたお客様を対象としたアンケートの結果は、ウェブサイトの「お客様の満足・不満の声」(https://from.sonysonpo.co.jp/auto/review/)や「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト みんなの満足度」(https://from.sonysonpo.co.jp/satisfaction/)で開示しています。

☞ 「お客様の満足・不満の声」紹介ページについては、9ページをご参照ください。

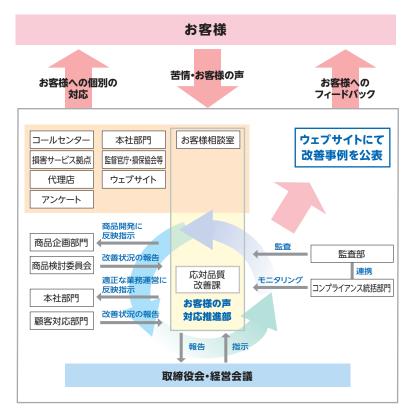
「お客さまの声」を業務に活かすための態勢

お客様相談室をはじめとする社内の各部門でお伺いした「お客さまの声」は、お客様の声対応推進部が一元的に管理し、全社で共有しています。ご不満の声については、ご不満の解消とその原因となった事項の改善のため、重点的に取組みを進め、四半期単位で経営陣に報告しています。なお、特に重要と判断した案件については、適時、経営陣にその原因の詳細を報告するとともに、対策についての提言を行います。このほか、必要に応じて関連部門にフィードバックして改善を指示するとともに、改善状況の確認を行っています。

お客様相談室

お問合せやご相談にお応えするほか、ご意見・苦情などもお伺いしています。ひとつひとつの「お客さまの声」にしっかりと耳を傾け、お客様の気持ちに寄り添うことで、お客様に共感・納得していただけるコミュニケーションの実現を目指しています。

(電話番号:0120-101-656 受付時間:月~ 金 9:00~17:30(休日除<)



(2019年4月1日時点)

お客様の声の受付状況(2018年度)

2018年度(2018年4月~2019年3月)の、お客様の声の受付状況は次のとおりです。 ※当社の広告・商品・サービス・仕組み、従業者、代理店等を対象とした保険契約関係者からの不満足の表明などを表示しています。

区分	概要	2018年 4月~6月 (第1四半期)	2018年 7月~9月 (第2四半期)	2018年 10月~12月 (第3四半期)	2019年 1月~3月 (第4四半期)	2018年度
商品・サービス		1,022	914	944	1,232	4,112
商品内容·引受制限	商品内容やご契約条件など	900	802	816	1,020	3,538
印刷物(パンフレット・申込書等)	字が小さい、表現が分かりにくいなど	122	112	128	212	574
ご契約の手続き		1,530	1,356	1,154	1,369	5,409
広告内容や見積り・申込手続	CM・広告内容や商品・保険料の説明が分かりにくいなど	997	762	534	606	2,899
ご契約の継続手続	満期案内の内容や手続方法が分かりにくいなど	297	300	304	487	1,388
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	38	36	36	24	134
その他		198	258	280	252	988
ご契約の管理		1,167	1,175	971	1,227	4,540
保険証券	保険証券の到着の遅延や記載内容など	2	1	1	2	6
ご契約の変更手続・解約手続	手続方法や手続完了までの時間など	823	787	725	1,046	3,381
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	11	15	14	8	48
その他		331	372	231	171	1,105
保険金のお支払い		1,027	1,132	1,110	1,084	4,353
お支払い金額	保険金のお支払い金額や説明が分かりにくいなど	174	171	143	178	666
対応の遅れ・対応方法	事故解決までの時間や対応方法など	403	391	435	397	1,626
保険金お支払いの可否	保険金がお支払いできない場合の説明が分かりにくいなど	26	29	23	26	104
接客態度	面談時や電話対応時のマナーなど	234	202	210	209	855
その他		190	339	299	274	1,102
その他		216	324	229	550	1,319
いずれの区分にも該当しないもの		216	324	229	550	1,319
合計		4,962	4,901	4,408	5,462	19,733

「ISO10002」自己適合宣言

「お客さまの声」を業務品質改善や顧客満足向上に活かす取組みを体系化することで、2011年4月に、苦情対応に関する国際規格「ISO10002」(品質マネジメント~顧客満足~組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築したことを宣言しました。

[ISO10002] 自己適合宣言後も、構築した苦情対応マネジメントシステムに基づく[お客さまの声]への対応に継続的に取組み、定期的に苦情対応マネジメントシステムの専門家に取組態勢について再確認を依頼し、第三者意見書を取得しています。

2. お客さまに価値を感じていただける商品・サービスの提供

保険商品の要でもある、商品・サービスの品質向上に向けて、お客様価値最大化に向けた取組みを継続しています。

商品の取組み

自動車保険では、走行距離リスクファクターの導入(保険料は走る分だけ)や「くりこし割引」制度によりお客様に納得していただける保険料の実現を目指しているほか、「おりても特約」など特長ある特約を提供しています。2018年度は、事故の無いお客様は事故があった場合に比べて保険料を抑えることができる「無事故割引」の新設に加え、「同性パートナー」を配偶者に含めるほか、中断証明書の発行期間拡大を実施するなどの商品改定を行いました。

医療保険では、低廉な保険料で病気やケガに備えたいというお客様のニーズにお応えし、「ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉」において、保障内容をシンプルにすることでより手頃な保険料でご加入いただけるプランを新設するなどの商品改定を行いました。

また、新たに、ダイレクトならではの合理的な保険料と 利便性を実現したインターネット専用の火災保険および 海外旅行保険の販売を開始するなど、お客様にとって 価値のあるソニー損保ならではの違いを感じていただける商品の開発に向けた取組みを続けています。





☞ 商品ラインアップについては35,36ページをご参照ください。

サービスの取組み

カスタマーエクスペリエンス(以下、CX)の向上を経営の重要課題として掲げ、事故解決サービス、カスタマーサービス、インターネットによるサービスなど、当社が提供するあらゆるサービスを通した顧客体験を検証し、サービスの改善やレベル向上を図っています。CX向上の取組みを通じて、お客様にとって、一層の快適かつ価値あるサービスの提供を目指しています。

2018年度は、お客様にお気軽に自動車保険をお見積りいただけるよう、他社の自動車保険証券の写真や画像をもとに、ほぼ同じ条件での翌年の自動車保険の概算保険料をその場でウェブサイトに表示する「写真でカンタン見積り」の提供を開始しました。

また、お客様の手続時の利便性向上のため、ウェブサイト 上で契約内容の確認や変更を受付けるご契約者ページ 内の入力フォームや画面レイアウトの改善を行いました。



ウェブサイト画面イメージ (2019年7月現在)

3. ご契約時のお客さまへの情報提供の充実

「販売・勧誘方針」を定め、ダイレクトならではのお客様と直接つながるメリットを活かし、カスタマーセンターにおける対応 品質の強化、各種書類やウェブサイトの使いやすさ向上を通じて、常にお客様のご理解・ご納得をいただけるよう最善を 目指しています。

また、ご契約にあたっては、お客様のご意向に沿った契約内容となるよう、ウェブサイトや各種書類における説明のわかりやすさを追求するなどの取組みも継続しています。

- ☞ 「販売・勧誘方針」については、34ページをご参照ください。
- ☞ 契約手続における取組みについては、32,33ページをご参照ください。

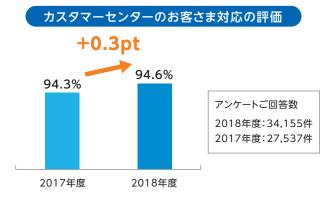
カスタマーセンターの取組み

カスタマーセンターでは、電話やメール、チャットでのお問合せをはじめとするお客様とのすべてのコミュニケーションにおいて、スタッフひとりひとりが、常にわかりやすい説明やスピーディーな対応を心掛けています。

お客様のご意向に沿った適切な保険商品・補償内容を 提案できるよう、スタッフの説明力向上のための教育研修に徹底して取組んでいます。その一例が、電話対応終 了直後にお客様にご協力をお願いするウェブアンケート で、お客様からいただいた評価を、スタッフの電話対応の 記憶が鮮明なうちにフィードバックして改善点を明確に することで、スタッフのスキル向上を図っています。

2018年度には、ご高齢のお客様にも安心してご契約いただけるよう、カスタマーセンター内に高齢者向け専用ダイヤルを開設し、よりわかりやすいご説明や寄り添ったお手続きのサポートができるよう体制を整備しました。

また、インターネット専用の火災保険や海外旅行保険の 販売開始にあたり、商品や補償内容の知識習得のため、 スタッフや代理店向けの研修を強化し、適切なお客様 対応ができるよう努めました。



※お客様に10点~0点の11段階でご評価をいただき、6点以上の割合を表示しています。

ご契約書類やウェブサイトにおける取組み

ウェブサイトでは、商品・サービスに関する情報や会社情報などを提供するほか、サービスの実態や品質向上に向けた取組みの紹介にも力を入れています。また、ご契約者書類やウェブサイトのわかりやすさ向上にも、継続的に取組み常に改善を図っています。

2018年度は、ご契約書類やウェブサイトの読みやすさや見やすさを一層向上させるため、文字の大きさや色彩において統一感が保てるように、社内のガイドラインを整備しました。さらに、昨今のスマートフォンユーザーの増加にあわせ、スマートフォンでも快適にお客様のご意向に沿った契約内容でお申込みいただけるよう、ご契約者ページトップ画面のレイアウトを改修しました。

■ソニー損保ならではのウェブサイトでの情報開示の例

■ 「お客様の満足・不満の声」紹介ページ

自動車保険は、実際に事故にあった際にその商品の価値が分かるものです。契約前にその価値を判断することが難しい商品だからこそ、当社の実際の事故対応を経験されたお客様の声を「ご不満の声」を含め、当社の評価・評判をありのまま公開しています。2006年4月から公開を継続しており、公開しているお客様の評価件数は、総数102,717件にのぼります。(2019年7月現在)

+0.1pt 93.8% 93.9% アンケートご回答数 2018年度:83,687件 2017年度:79,311件

ウェブサイトの使いやすさについての評価

**お客様に10点~0点の11段階でご評価をいただき、6点以上の割合を表示しています。

2018年度

2017年度

9

4. 事故解決サービス・保険金等のお支払い

高品質な事故解決サービスや保険金のお支払いが保険会社として最も重要なサービスととらえ、サービス改善に努めています。事故解決後のアンケート等からいただいた「お客さまの声」に基づき、PDCAサイクルを構築して、事故解決サービスやロードサービスの改善に加え、保険金支払の適切性の確保に取組んでいます。

自動車保険の事故解決サービス/ 保険金お支払いまでのサービスの取組み

自動車保険では、24時間365日体制で事故受付を行っています。事故受付後は、全国のサービスセンターの専任担当者が、お客様の納得感を大切に考え、お客様とコミュニケーションをとりながら、少しでも早い事故解決に努めています。

お客様の利便性やサービス品質の一層の向上のための取組みも進めており、2018年度にはご契約者を対象に提供しているスマートフォン向け無料アプリ「ご契約者アプリ」をリニューアルし、事故発生時の位置情報を送信できる事故連絡機能を追加しました。また、専任担当者からの事故解決までの全体像や解決予定時期のご説明を徹底するなど、事故解決途中でのお客様への経過報告を充実させたほか、スピーディーで適正な事故解決に向けて、ドライブレコーダーの映像を積極的に活用する取組みを強化しました。

FF 保険金お支払いまでのサービスについては、37~39ページをご参照ください。

ロードサービスの取組み

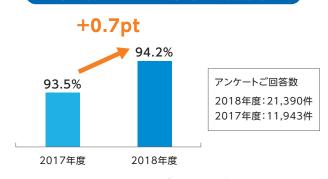
お客様の快適なカーライフをサポートするため、24時間365日体制で事故時はもちろん故障時もお客様をサポートするロードサービスを、無料で付帯しています。お客様の万一の時、お客様にご満足いただけるよう、迅速かつ適切なサービスを心掛けています。2018年度にはサービス強化の一環として、「バッテリー上がりの無料出動回数が年に1回では不安」というお客様の声を受け、回数制限を保険期間中1回から3回に拡大しました。

医療保険の保険金支払サービスの取組み

病気やケガにより入院や手術をされた場合や、がんと診断された場合などは、専任担当者がお客様からのさまざまなご相談に応じながら、保険金のお支払いまでスピーディーかつきめ細かに対応します。2018年度は、お客様の利便性向上のため、「ウェブ保険金請求サービス」のメニューの充実を図りました。また、「先進医療保険金医療機関あて直接支払サービス」の対応医療機関の追加も実施しました。

FF 保険金お支払いまでのサービスについては、37~39ページをご参照ください。

事故解決サービス評価(自動車保険)



※お客様に10点~0点の11段階でご評価をいただき、6点以上の割合を表示しています。

適正な保険金支払のための体制

保険金支払における迅速性および適切性を確保し、お客様からの満足と信頼を得るために、「保険金支払管理方針」を定めて適切な保険金支払管理態勢を構築し、不断に見直し・改善を行うよう努めています。また、適切なタイミングに漏れなく保険金をお支払いすべく、ご契約者保護についての社員意識向上のための教育を徹底するとともに、以下の取組みを実施しています。

■ 事故受付にあたり(保険金をご請求いただくために)

自動車保険では、支払われる保険金について説明するとともに、他に対象となる保険がないかのご確認をお願いする案内をお送りしています。医療保険では、保険金請求時のお客様の負担軽減を図るとともに、漏れなく保険金をご請求いただけるよう努めています。

■ 保険金支払にあたり

研修制度の充実や業務知識確認テストの定期実施などにより

損害サービス部門の社員のスキル向上を図ることに加え、保険 金支払時におけるルールや点検基準等をマニュアルに定め、遵守 を徹底しています。

■ 保険金支払後の点検・モニタリング

保険金支払に関し、保険金支払担当部門の管理職や管理・統括組織が、継続的に内容の検証および点検を実施しています。また、業務執行状況を監査する部門(監査部)による、保険金支払に関する監査も定期的に実施しています。

■ 再審査請求制度と保険金支払審査会の運営

お客様は、保険金の支払対象外となったときに当社保険金支払 部門の説明に納得できない場合、「再審査請求制度」を利用 することができます。再審査請求を受けたものについては、 社外の弁護士・医師・学識者などの有識者4名と当社関係部門 長3名(2019年7月現在)で構成される「保険金支払審査会」 で第三者の立場から改めて審査し、結果をお客様に文書で 回答しています。 「保険金支払審査会」では、再審査の依頼があったもののほか、 高度な法的・医学的判断を要する事案や医療保険の告知義務 違反等に関する事案についても、査定結果の妥当性を検証して います。

2018年度は審査会を9回開催して29件の個別審議を行い、適切性確保に取組みました。保険金支払審査会の審査実績は、ウェブサイト(https://www.sonysonpo.co.jp/shinrai/cshi009.html)でも公表しています。

5. 利益相反の適切な管理

利益相反の適切な管理

お客様の利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、利益相反のおそれがある取引を適切に管理するための体制を整備し、維持、改善に努めています。2018年度も、本方針に基づいて対象取引の確認を行い、適切に運用されていることを確認しました。

また、代理店がお客様へ当社商品を販売・推奨する際にも、お客様のご意向に沿った商品の提案を行うために、 代理店に対し適切な研修・指導を行っています。代理店 に支払う手数料については、その手数料の多寡にかかわらず、お客様のご意向に沿った商品の選定が行えるよう、当社の経営の健全性および代理店による保険募集の公正の確保に留意した上で、適切な設定を行うよう努めています。

- ☞「利益相反管理方針」については、23ページをご参照ください。
- ☞ 代理店による販売については、32,33ページをご参照ください。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

中立・公正な立場のお客様相談窓口として、一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」や、一般財団法人自賠責保険・ 共済紛争処理機構、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。

<手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関> 一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。

受付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぱADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」の連絡先は以下のとおりです。

電話番号:0570-022808(ナビダイヤル、全国共通・通話料有料) IP電話からは 03-4332-5241

受付時間:月~金9:15~17:00(休日除<)

*詳しくは、同協会のウェブサイト(http://www.sonpo.or.jp/)をご覧ください。

<「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関> 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

*詳しくは、同機構のウェブサイト(http://www.jibai-adr.or.jp)をご参照ください。

公益財団法人交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

*詳しくは、同センターのウェブサイト(http://www.jcstad.or.jp)をご参照ください。

代表的な経営指標

最近の5事業年度における代表的な経営指標

(単位:百万円)

年 度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
正味収入保険料	91,712	95,549	100,274	108,254	113,101
正 味 損 害 率	57.6%	57.8%	57.5%	55.9%	57.3%
正味事業費率	26.7%	27.1%	28.3%	28.5%	27.8%
コンバインド・レシォ	84.3%	84.8%	85.8%	84.4%	85.1%
保 険 引 受 利 益	3,044	3,470	3,070	4,863	5,050
経 常 利 益	4,209	4,680	4,996	6,574	6,897
当 期 純 利 益	2,233	2,586	3,515	4,821	4,999
単体ソルベンシー・マージン比率	629.6%	693.5%	730.8%	782.1%	813.0%
総 資 産 額	157,919	172,323	186,537	204,362	219,643
純 資 産 額	24,741	28,305	29,409	33,189	34,798
その他有価証券評価差額	1,351	2,328	1,211	1,927	949
不良債権の状況	_	_	_	_	_

[※]本冊子における保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は、記載単位未満を四捨五入して表示しています。

2018年度の代表的な経営指標

正味収入保険料

正味収入保険料の推移



113,101百万円

主力商品の自動車保険を中心に保有契約件数が伸びた 結果、正味収入保険料は前年度より4.5%増の113,101 百万円となりました。

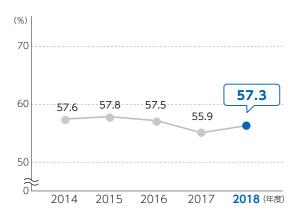
[正味収入保険料]

ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(受再正味保険料を加え、支払再保険料を控除)した額で、損害保険会社の最終的な売上を示すものとして一般的に使用されています。なお、再保険とは、保険会社がリスクの分散を図るため、引受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に移転する保険のことをいいます。他の保険会社から保険契約上の責任を引受ける受再保険と他の保険会社に対して自社の保険契約上の責任を移転する出再保険とがあります。

正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-支払再保険料

正味損害率

正味損害率の推移



57.3%

自然災害の影響により、前年度より1.4ポイント上昇し、 57.3%となりました。

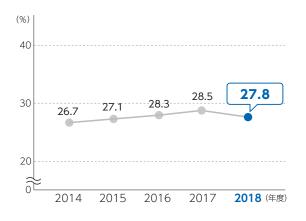
[正味損害率]

正味収入保険料に対する、保険金としてお支払いした額(正味支払保険金)と損害調査に要した費用(損害調査費)の合計額の割合です。

正味損害率(%)=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料×100

正味事業費率

正味事業費率の推移



27.8%

前年度より0.7ポイント低下し、27.8%となりました。

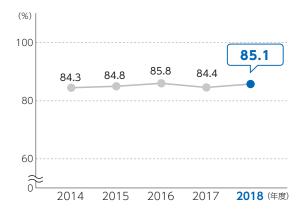
[正味事業費率]

正味収入保険料に対する、保険の募集や維持管理のために要した 費用の割合です。これらの費用の中には、会社を運営する費用、 新商品の開発費用なども含まれています。

正味事業費率(%)=(保険引受に係る営業費及び一般管理費+ 諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料×100

コンバインド・レシオ

コンバインド・レシオの推移



85.1%

正味損害率の上昇により、前年度より0.7ポイント上昇の85.1%となりました。

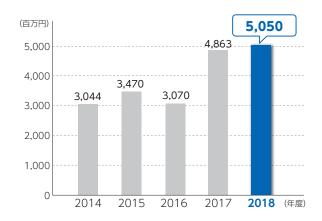
[コンバインド・レシオ]

正味損害率と正味事業費率の合算値で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの値が低いほど収益性が高いといわれています。

コンバインド・レシオ(%)=正味損害率(%)+正味事業費率(%)

保険引受利益

保険引受利益の推移



5,050百万円

正味収入保険料の増加や事業費率の低下により、前年度より186万円増加し、5,050百万円となりました。

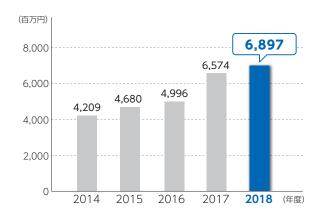
[保険引受利益]

保険の引受けに関して、どれだけの利益を出しているかを示すものです。保険引受収益(正味収入保険料など)から、保険引受費用(正味支払保険金や損害調査費など)と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠責保険などに係る法人税相当額など)を加減したものです。

保険引受利益=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費 及び一般管理費±その他収支

経常利益

経常利益の推移



6,897百万円

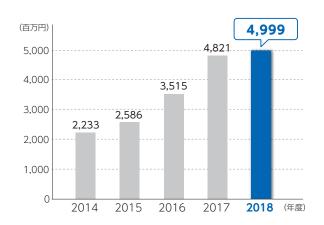
経常収益は前年度より5,009百万円増加の115,102百万円、経常費用は前年度より4,686百万円増加の108,204百万円となり、経常利益は前年度より323百万円増加の6,897百万円となりました。

[経常利益]

本業の事業活動により、どれだけの収入と支出があったかを示す ものです。保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に係る費用、営業費及び一般管理費など の経常費用を引いた金額です。

当期純利益

当期純利益の推移



4,999百万円

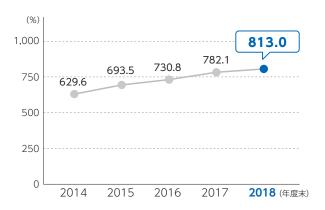
前年度より178百万円増加の4.999百万円となりました。

[当期純利益]

経常利益に特別利益を加え、特別損失を控除したものに、さらに、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、保険会社の最終的な利益を示します。

単体ソルベンシー・マージン比率

単体ソルベンシー・マージン比率の推移



813.0%

前年度末より30.9ポイント上昇して、813.0%となりました。保険金の支払能力に問題がないとされる基準である200%を大きく上回る、十分な支払余力を保持しています。

[単体ソルベンシー・マージン比率]

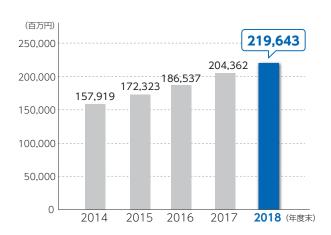
損害保険会社は、保険金支払い等に備えて準備金などを積立てていますが、巨大災害や資産の大幅な価格下落など「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を有していることが必要です。このような通常の予測を超える危険(リスク)に対する保険会社の支払能力の状況を示すものが単体ソルベンシー・マージン比率で、経営の健全性を測る指標のひとつです。

単体ソルベンシー・マージン比率(%)

= 単体ソルベンシー・マージン総額(資本金・準備金等の支払余力) 単体リスクの合計額(通常の予測を超える危険)×1/2

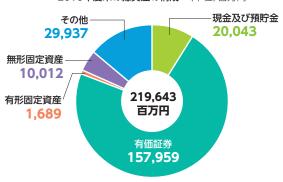
総資産額

総資産額の推移



219,643百万円

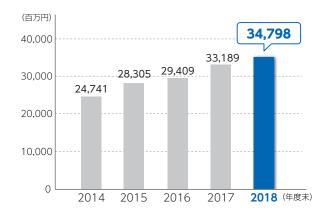
2018年度末の総資産の構成 (単位)百万円



総資産額は、前年度末より15,280百万円増加の219,643 百万円で、総資産のうち運用資産は前年度末より8,866 百万円増加の178,172百万円となりました。

純資産額

純資産額の推移



[総資産額]

損害保険会社が保有する現金や有価証券、不動産などの資産の 総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」で、損害 保険会社の保有する資産規模を示すものです。

34,798百万円

純資産額は、前年度末より1,609百万円増加の34,798 百万円となりました。

[純資産額]

損害保険会社が保有する資産の総額(総資産額)から責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示します。

その他有価証券評価差額

949百万円

前年度末より978百万円減少し、949百万円となりました。

[その他有価証券評価差額]

有価証券は「金融商品に係る会計基準」により、「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」に区分します。「その他有価証券評価差額」とは、「その他有価証券」の時価と取得原価との差額のことをいいます。「その他有価証券」は貸借対照表上では時価で計上されますが、時価と取得原価との差額(評価差額)は損益計算書には計上されず、税金相当分を控除した上で「純資産の部」に直接計上されます。

不良債権の状況

「リスク管理債権」「債務者区分に基づいて区分された債権」 とも該当する債権はありません。

[リスク管理債権]

貸付金のうち、元本や利息の回収の可能性に注意を要する(返済 状況が正常ではない)債権を示し、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月 以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに分けられています。

[債務者区分に基づいて区分された債権]

貸付金や貸付有価証券等の債権を債務者の財政状態や経営成績等をもとに、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権、正常債権の4つに区分したものです。

事業の概況

2018年度の各種概況

2018年度における日本経済は、相次いだ自然災害の影響により一時的な落ち込みが見られたものの、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善および個人消費の持ち直しなどにより、緩やかな回復基調が続きました。損害保険業界も自然災害により大きな影響を受け、保険金の支払いが過去最大規模となった一方、迅速な保険金の支払いに努めるなど、被災された方々の生活再建や被災地の復旧の支援に取組みました。このような状況の中、当社は以下の事業展開に取組み、順調に業績を拡大しました。

ソニー損保の取組み

ウェブサイトやカスタマーセンターを通じ、お客様に保険 商品やサービスを直接提供するダイレクト型の損害保険 事業を展開しているソニー損保は、開業以来の方針を 反映した「お客さま本位の業務運営方針」を定め、お客様 に価値を感じていただける高品質な商品・サービスの 提供を通じ、顧客価値の最大化を図ることで持続的な 成長と高い収益性の維持を目指しています。

このような方針のもと、2018年度は、主力の自動車保険や医療保険の商品改定に加え、新たにインターネット専用の海外旅行保険や火災保険の販売を開始するなど、保険種目を拡充したほか、ウェブサイトやカスタマーセンターでのご契約対応から事故解決サービスに至るまで、お客様の声を活かした商品・サービス品質の向上に努めました。

商品面では、自動車保険において、2018年4月以降の契約を対象に、自動ブレーキの装備車両の保険料を割引く「ASV割引(自動ブレーキ割引)」を開始したほか、2019年4月以降の契約を対象に、前契約で等級ダウン事故等が無い場合に保険料を2,000円割引く「無事故割引」を新設し、より合理的な保険料の提供に努めました。医療

保険では、ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉において、手頃な保険料で加入いただけるよう、保障がシンプルな基本プランを新設しました。また、保険種目の拡充を図るため、インターネット専用の新商品として海外旅行保険と火災保険の販売を開始しました。特に火災保険では、インターネット契約ならではの低廉な保険料とお客様のニーズに合わせた補償選択を可能にしたほか、地震による損害の補償を最大100%(火災保険と同額)まで拡大できる「地震上乗せ特約」をセットで提供できるようにしました。

マーケティング面では、引続き、テレビCMやインターネット広告を積極的に展開し、自動車保険では「安心を、もっと安く。」をテーマに、ダイレクトならではの合理的な保険料で、事故の際にもご安心いただける補償やサービスを幅広く提供していることをお客様にお伝えしました

サービス面では、カスタマーセンターでの電話による 見積時間の短縮化を実現したほか、ロードサービスに おけるバッテリー上がり時の利用回数制限を緩和する など、お客様の声を活かした改善施策を実施しました。 このほか、他社の保険証券の写真をもとに概算保険料をその場で表示する「写真でカンタン見積り」サービスの提供を開始するなど、先進テクノロジーも活用し、お客様の利便性向上に努めました。これらの継続的な取組みにより、当社のサービスは、外部評価機関による契約者満足度調査において、業界最高レベルの高い評価をいただいています。

今後も「"Feel the Difference"~この違いが、保険を変えていく。~」というスローガンのもと、お客様にソニー損保ならではの高品質な商品・サービスを提供していくことで、顧客価値最大化への取組みを継続していきます。

取組みの成果

以上のような施策を通じて事業活動を展開した結果、保険引受収益113,174百万円、資産運用収益1,857百万円等を合計した経常収益は、前年度に比べ5,009百万円増加し、115,102百万円となりました。一方、保険引受費用78,435百万円、営業費及び一般管理費29,766百万円等を合計した経常費用は、前年度に比べ4,686百万円増加し、108,204百万円となりました。この結果、経常利益は6,897百万円と、前年度に比べ323百万円増加しました。これから特別損失39百万円、法人税等合計1,858百万円を控除した当期純利益は、前年度に比べ178百万円増加し、4,999百万円となりました。

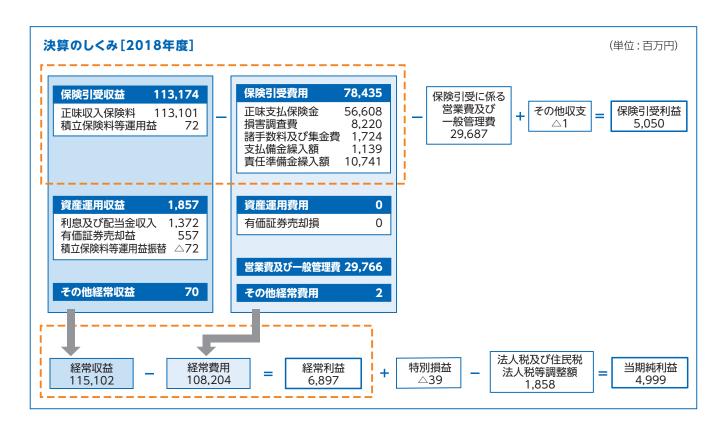
■保険引受の概況

保険引受の概況については、主力の自動車保険の増収を主因として、正味収入保険料は前年度に比べ4.5%増加し、113,101百万円となりました。正味支払保険金は、前年度に比べ7.9%増加の56,608百万円となり、正味損害率は前年度より1.4ポイント上昇の57.3%となりました。

一方、正味事業費率は、減価償却費などの減少もあり前年度より0.7ポイント低下の27.8%となりました。保険引受利益は、自然災害に伴う損害率の上昇があったものの、増収効果や事業費率の低下により前年度に比べ186百万円増加し、5,050百万円となりました。

■資産運用の概況

2018年度期末の総資産は、前年度末に比べ15,280百万円 増加して219,643百万円となりました。このうち有価証券な どの運用資産は、前年度末に比べ8,866百万円増加して 178,172百万円となり、利息及び配当金収入は1,372百万円 となりました。



会社が対処すべき課題

当社の中長期的な課題は以下の通りです。徹底したお客さま本位の高品質な商品・サービスの提供と環境変化を見据えた変革への対応により、持続的な成長と高い収益性を維持していきます。

〈中長期的な課題〉

- 主力の自動車保険の拡大に向けた商品力強化と環境変化に向けた取組み強化
- 多種目販売の強化による持続的な成長と安定的な事業基盤の確立
- カスタマーエクスペリエンスの向上を通じた顧客価値の最大化
- 成長を支える先進テクノロジーの活用およびIT基盤の整備
- 事業費の的確なコントロールによる健全な収益性の維持
- ERM (全社的リスク管理) の一層の高度化および経営への活用

さらに、当社はソニーフィナンシャルグループの一員として、今後ともグループ各社との連携強化を進め、お客様の ニーズに合致したサービスを提供できるよう努めていきます。

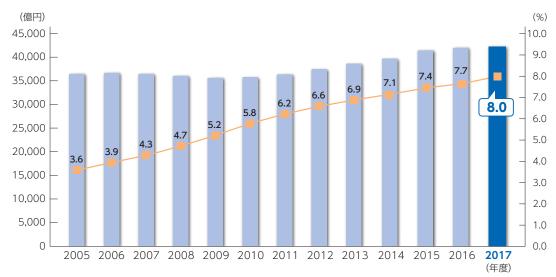
■ ダイレクト保険会社の自動車保険市場におけるシェア

ソニー損保の主力商品である自動車保険は、国内の損害保険市場で最も構成比の大きい保険種目で、業界全体の保険料収入の約半分を占めています。少子高齢化などに伴い国内の自動車保有台数が伸び悩むなかで、2018年度の業界全体の自動車保険の保険料収入は、前年度からほぼ横ばいとなりました。

2018年3月期には、ダイレクト自動車保険のシェアは8%と

なりましたが、大手損害保険会社をはじめとした代理店型の 保険会社と比較して割安な保険料体系がお客様に支持され、 ダイレクト保険会社の保険料収入は順調に増加し、自動車保険 市場におけるシェアは年々拡大しています。これからも、合理 的な保険料やインターネットの利便性を求めるお客様は増える と予想されるため、ダイレクト保険会社全体の市場シェアの さらなる拡大が見込まれます。

自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア(*1)(*2)

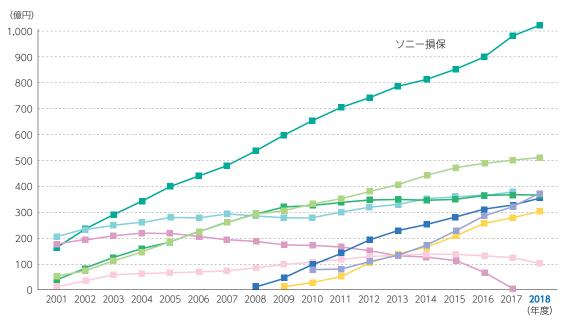


【左軸】総元受正味保険料(損害保険会社全社合計値で、自動車保険市場を示す。) 【右軸】主なダイレクト保険会社のシェア

■ 自動車保険の元受正味保険料の推移

ソニー損保は、ダイレクト自動車保険市場において2002年度に元受正味保険料No.1(*3)となって以来、日本国内のダイレクト自動車保険市場をリードする会社として存在感を強めてきました。2018年度も保険料収入が順調に増加し、2019年3月末には自動車保険の保有契約件数が200万件を超えました。

主なダイレクト保険会社の自動車保険元受正味保険料の推移(*1)(*2)(*4)



- (*1)各社の公表資料などにより、ソニー損保が調査したものです。
- (*2)ダイレクト保険会社とは、2018年度までに自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社9社を指します。
- (*3)2002年度末の時点で自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社の自動車保険料収入より、ソニー損保が調査したものです。
- (*4)2018年度については、2019年6月26日までに公表された数値をもとに表示しています。

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

お客様や社会に対する責任を果たすため、業務の健全性および適切性を確保し企業価値を向上していくことを経営の 重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化、充実を図っています。

経営体制

■取締役会

2019年7月現在、取締役5名で構成されています。 取締役会は、原則、月に1回開催され、経営の基本方針、 経営上の重要事項等を決定するとともに、取締役の職務 の執行の監督を行っています。

■監査役会

2019年7月現在、監査役4名で構成されています。 各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査 計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への 出席や、業務および財産の状況の調査を通じて、取締役 の職務の執行を監査しています。

社内および社外の監査態勢

■社内の内部監査態勢

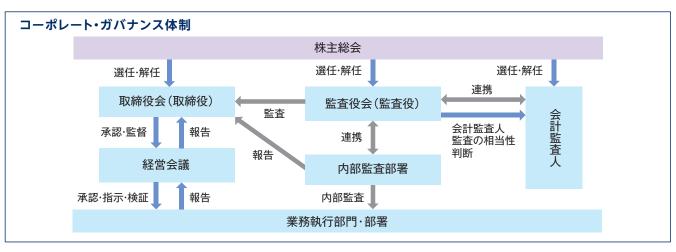
他の部門から独立した立場で内部監査を実施する監査部を設置しています。監査部では、業務遂行状況や内部管理態勢などが適正であるかの評価、是正・改善に向けた提言、さらに対応状況の確認を行っています。また、内部監査結果については、定期的に取締役会に報告しています。

■社外の監査・検査

会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会社法に基づき「PwCあらた有限責任監査法人」の会計監査を受けています。このほか、保険業法に基づく金融庁の検査等も実施されます。

■保険計理人による確認態勢

他の部門から独立した立場で保険料算出方法などを確認する保険計理人を置いています。保険計理人は、保険料算出方法などについて、各顧客にとって公平なものになっているか、財務の健全性に問題が生じることがないかなどを、法令等に則って確認しています。



内部統制システムに関する方針

会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて定めた「内部統制システム構築の基本方針」に従って、内部統制システムを構築・運用しています。

内部統制システム構築の基本方針

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①取締役は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務 分掌等に基づき、職務の執行を行う。社員は、取締役会で定められた 経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
- ②取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- ③取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・ プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的 にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役会に報告する。
- ④取締役会はソニーフィナンシャルグループの「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を採択し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- ⑤取締役会等は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員及び 社員に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいは その他の行為が法令等に違反している(あるいは違反のおそれが ある)と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口に直接通報する ことができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止される ことを定める。
- ⑥取締役会は、情報セキュリティに関する基本方針を定め、顧客情報を 含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- ⑦取締役会は、利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害される おそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
- ⑧取締役会は、他の業務執行部署から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役会に報告する。

- ⑨取締役会は、内部監査方針及び内部監査規程を定め、当社の役員 及び社員に周知する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 当社は、取締役会、経営会議及び決裁の記録等取締役の職務の執行 に係る文書を法令及び社内規程等に従い適切に保存し管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、リスク管理規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。②取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社の経営戦略、リスク特性、業務内容に応じ、適切なリスク管理を行う。リスク管理担当
- 部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。 ③取締役会は、リスクに見合った十分な自己資本を確保し、必要に 応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- ④取締役会は、危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を 講じる体制を整備するため、危機管理方針及び危機管理規程を 定め、当社の役員及び社員に周知する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規程を定め、職務 の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
- ②取締役会は、経営会議を設置するとともに、会社の重要な日常業務 の執行に係る協議および決定については、同会議に委任する。
- ③取締役会は、事業計画管理規則を定め、中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

- 6. 当社及び当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社は、保険業法に基づき認可を受けた損害保険会社として、損害 保険の公共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営及び保険募集 の公正を確保するための体制を構築する。
- ②当社の内部監査担当部署は、内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、内部監査及び外部監査の結果を監視し、検証する。

- ③親会社の監査役が、当社の内部統制システムの整備状況について 監査等を行うときは、当社は必要かつ適切な協力を実施する。
- ④当社は、必要に応じて親会社に当社の経営情報を提供し、また親会社内部監査部門との連携を行う。
- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については 監査役の同意を必要とする。
- ②監査役の職務を補助すべき社員は、監査役の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。
- 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の 監査役への報告に関する体制
- ①取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について 報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- ②取締役及び社員は、当社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員及び社員に周知する。
- ③取締役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。

10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように 努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。
- ②当社は、監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士 その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他 の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を 請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の 職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その費用 又は債務を負担する。

業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の運用状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めています。内部 統制上重要と考える2018年度の主な取組みは以下のとおりです。

■コンプライアンスに関する取組み

取締役会は、コンプライアンス・マニュアルを定め、また毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、その推進に取組んでいます。

2018年度の主な活動としては、「通報制度の一層の機能向上」「法令改正等への対応状況に係るフォローアップの充実」に重点的に取組み、コンプライアンス態勢の強化およびコンプライアンス活動の推進に取組みました。これらの活動の進捗状況は、四半期ごとに取締役会に報告されています。

また、取締役会は、顧客情報を含む情報資産等の管理を適切に行うため、情報セキュリティマネジメントシステムの構築に取組んでおり、全社を適用範囲としたISO27001の認証を取得し、情報セキュリティの維持向上を図っています。2018年度の主な活動として、「法令等への適切な対応」「中期改善計画の推進」「ISMS活動の充実化」「サイバーセキュリティの強化」を重点施策とし、顧客情報をはじめとした各種情報資産の厳正な管理に努めてまいりました。なお、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報、利益相反のおそれがある取引の報告はありませんでした。

■リスク管理に関する取組み

取締役会は、業務遂行にかかる主要なリスクについて、リスク管理担当部署を定め、リスク管理方針を策定するとともに、リスク管理に取組んでいます。また、会社のリスク特性に基づくリスク許容度とリスクテイクの考え方を[リスク選好方針]として定めた上で、会社が直面するさまざまなリスクを総体的に捉え、計測されたリスク総量が所定の自己資本を超えないよう統合的リスク管理を

行っています。2018年度は、経済価値基準に基づく健全性管理に関してリスク評価の内部モデルの見直しを行う等、統合的リスク管理の高度化を進めました。

また、危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を 講じる体制を整備するため、経営会議の諮問機関である 危機管理委員会で重要事項を審議するとともに、取締役 会が定める方針および規程に基づき、リスク分析・評価、 危機発生時の態勢・手順等の整備、訓練実施、計画の見 直し等の活動を継続的に実施しています。

■効率的な職務執行体制の確保に関する取組み

取締役会および経営会議における業務執行の決定を効率 的に行うために、商品検討委員会、情報システム委員会等、 経営会議の諮問機関を設置し、事前審議を行っています。

■グループ会社における業務の適正確保に関する取組み

当社の親会社であるソニーフィナンシャルホールディングス (株)との経営管理契約に則り、必要な情報をソニーフィナンシャルホールディングス (株)に適時・適切に報告しています。また、ソニーフィナンシャルホールディングス (株)の月次定例会において、経常利益、営業成績等の業績情報を報告しています。

■監査役監査に関する取組み

2018年度、代表取締役は監査役との会合を定期的に行い(合計3回)、事業計画、中期計画における課題や監査役監査の環境整備に必要な措置等に関して意見交換を行いました。また、社内通報制度を利用した通報は受理後ただちに監査役に報告され、必要に応じて、指導・助言等を行っています。

コンプライアンス

コンプライアンス基本方針

コンプライアンス (法令等遵守) は経営の最重要課題の一つです。業務の健全かつ適正な運営を確保し、お客様をはじめとするステークホルダーからの信頼を確立するべく、ソニー損保は、以下のコンプライアンス基本方針に基づいて、事業活動を行っています。

コンプライアンス基本方針(抜粋)

- 1. [法令等]についてはこれを厳格に遵守し、事業の公共性や社会性を十分認識した高い倫理観に立った事業活動を展開します。
- 2. お客様本意で「わかりやすい」ビジネスの展開を通じ、健全性・透明性を確保し、お客様の信頼を獲得することを事業活動の基本とします。
- 3. お客様にとってわかりやすく、かつ正確に理解して頂ける募集資料・広告の作成等により、保険募集における適切性を確保します。

行動規範

ソニー損保はソニーフィナンシャルグループの一員として、「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」を会社の行動指針とし、すべての取締役、役員および従業員が遵守しています。

- ☞「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」の内容はウェブサイトで公表しています。
- ・ソニーフィナンシャルグループ行動規範 (https://www.sonysonpo.co.jp/share/doc/n4020100.html)

コンプライアンス推進体制

ソニー損保では、コンプライアンス統括部署の一元的管理のもと、各部署が主体となって、コンプライアンスの推進を図っています。

■ コンプライアンス・プログラム

全社的なコンプライアンスを推進するため、年度のコンプライアンス実践計画を、コンプライアンス・プログラムとして取締役会で策定しています。

また、コンプライアンス・プログラムの取組状況については、コンプライアンス統括部署が定期的にフォローアップし、経営会議および取締役会に報告しています。

■ コンプライアンス・マニュアル

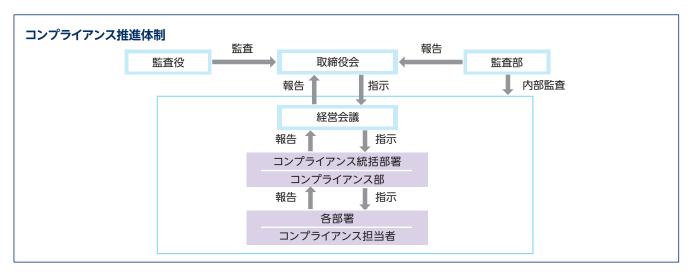
コンプライアンス・マニュアルを制定し、全社員が閲覧できる共有データベースに保管し、いつでも必要なときに確認できるようにしています。コンプライアンス・マニュアルには、基本方針や推進体制などを掲載するほか、遵守すべき法令等について事例集で解説することで社員が理解を深められるよう、工夫しています。

■コンプライアンスに関する各種研修

全社員のコンプライアンス意識向上のため、e-ラーニング研修を含む全社員研修、新入社員研修を実施するほか、業務特性に応じた各部署内での研修などを実施することで、コンプライアンスに関する周知・浸透を図っています。

■通報制度

コンプライアンス上の問題が発生したときに、速やかに被害拡大防止や再発防止策策定に取組めるよう、問題の発見者がその事実を通報できる通報制度を設けています。通報制度は全社的なコンプライアンスを確保するための重要な施策と位置づけられており、社内および社外に通報者の匿名性やプライバシーが確保された通報窓口を設置して、制度の実効性確保を図っています。



インサイダー情報の取扱い

ソニー損保は、ソニーフィナンシャルグループで定める「ソニーフィナンシャルグループ インサイダー取引等防止基本方針」を 遵守し、未公開の重要な情報の漏えいを防止しています。

ソニーフィナンシャルグループ インサイダー取引等防止基本方針(概要)

ソニーフィナンシャルグループ(以下「当社グループ」)各社は、当社グループ各社の役員および従業員による、ソニーフィナンシャルホール ディングス株式会社、ソニー株式会社その他のソニーグループ各社および当社グループ各社の取引先等のうち、上場会社等の株式等の売買 等に関する社内規則を定めます。

また、当社グループ各社の役員および従業員は、これらの社内規則および関連法令等を遵守し、金融商品取引法第166条および第167条により 禁止されているインサイダー取引ならびに同法第167条の2により禁止されている情報伝達・取引推奨行為(以下、合わせて「インサイダー取引 等」)を行いません。

当社グループ各社は、インサイダー取引等の未然防止に資する態勢を構築するとともに、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社は 金融持株会社として、当社グループ各社の態勢構築が十分になされ、インサイダー取引等の防止に関し、有効に機能しているかどうかをモニタ リングし、必要に応じて適切な措置を講じます。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは断固として対決すべく、ソニーフィナンシャルグループで制定した「反社会的勢力排除に関するグループ 基本方針 | をソニー損保でも採択し、対応態勢を整備するとともに、反社会的勢力排除に向けた取組みを行っています。

反社会的勢力排除に関するグループ基本方針

当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分 認識し、グループー体となって反社会的勢力排除に向けた取り組みを実施するためにこの基本方針を定め、各社役職員一同がこれを 遵守することとします。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、経営 トップ以下、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の 安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

適切な助言、協力が得られるよう、平素から、警察、暴力追放運動 推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携強化を図り ます。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断 します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、必要に応じて 民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引や同勢力への資金提供は絶対に行いません。

利益相反管理方針

お客様の利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、所要の態勢を構築しています。

利益相反管理方針の概要

当社は、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等との間、 あるいは、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等のお客 さまとの間における利益相反によって、当社とお客さまとの取引に 伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、態勢を 構築します。

※本方針において、「ソニーグループ金融会社等」とは、当社に、 次の会社を加えた総称をいいます。

ソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニーライフ・ エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd.および ソニーペイメントサービス株式会社

2. 対象となるお客さまの範囲

本方針に基づいて、その利益を保護する[お客さま]は、当社に おける保険関連業務(損害保険業その他法令に基づき行うことが できる業務)に係るお客さまとします。

当社は、次の各号に掲げる取引(以下[対象取引]という。)によって、 お客さまの利益が不当に害されることを防止するために、体制の 整備その他必要な措置を講じるものとします。

①お客さまの利益とソニーグループ金融会社等の利益が対立する 場合において、ソニーグループ金融会社等の利益を得ることを

②お客さまの情報を不適切に利用して利益を得る取引

③お客さま相互間の利益の対立等に乗じて利益を得る取引

④その他、当社がお客さまの利益を害していると認められる取引

4. 利益相反管理体制

(1)体制

当社は、利益相反を管理する統括責任者(以下「利益相反管 理統括責任者」という。)を定め、当社における利益相反管理 態勢を整備します。

(2)措置

利益相反管理統括責任者は、社内における報告や、当社への お客さまの苦情等に基づき必要と判断したときは、次の各号に 掲げる必要な措置を講じます。

- ①利益相反を発生させる可能性のある部門間の情報遮断
- ②対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更
- ③利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの 開示
- ④その他、利益相反管理統括責任者が必要と判断する措置

(3)記録

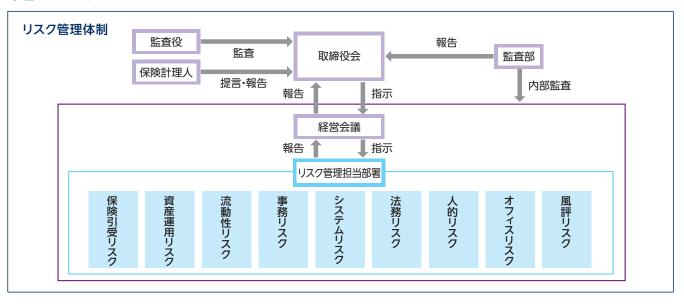
利益相反管理統括責任者は、利益相反管理に関る事項を適切に 記録し、保存するものとします。

リスク管理

損害保険会社を取巻くリスクは、経営環境の変化に伴って多様化・複雑化しており、各種リスクに対する適切な管理の重要性がますます高まっています。ソニー損保ではリスク管理を経営の最重要課題の1つとして位置づけ、リスクの的確な把握とその逓減策やリスクが顕在化したときの対策の検討など、リスク管理の強化に取組んでいます。

リスク管理体制

業務遂行にかかる主要なリスクについてリスク管理担当部署を定め、リスク管理方針を策定するとともに、リスク管理に 取組んでいます。



統合的リスク管理 (ERM: Enterprise Risk Management)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営目標とし、業務・財務の健全性を確保するため外部環境の変化を含め会社が直面するさまざまなリスクを網羅的に捉えて定量的・定性的に評価し統合的に管理しつつ、適切なリスクテイクによる収益拡大と資本効率向上を目指す経営管理を行うべく態勢整備を進めています。また、「リスク選好方針」として、個人分野の保険を中心に適切な保険引受リスク管理を前提として積極的な保険引受を行うことなど、会社のリスク特性に基づくリスク許容度とリスクテイクの考え方を定めています。

規制に基づくソルベンシー・マージン比率に加え、経済価値に基づき計測される統合リスク量に対し、自己資本が十分であるかを示す指標(ESR:Economic Solvency Ratio)を設定し、それら指標の水準や変動を定期的に

モニタリングしています。それぞれの指標には、最低限保持すべき水準に加えアラームポイントを設定し、状況に応じて機動的に必要な対応を講じることとしています。

終身型医療保険契約を保有することに伴い発生する金利 リスクをヘッジするため、超長期固定利付債券を十分に 保有するなど、負債特性を踏まえた資産・負債の総合的な 管理を行っています。

予想外の大規模な自然災害や金融市場の混乱が発生した場合には、通常では考えられないような損失を被る可能性があることから、これらのリスクに対してストレステストを実施し、想定される最悪の環境変化が発生した場合の損失額などの影響を把握し、資本や流動性の十分性の検証を行っています。

主なリスク管理の取組み

主要なリスクの概要とそのリスク管理への取組みは以下のとおりです。

保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクです。当社では、「保険引受リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、保険契約の引受けにおいては、リスク実態を十分に意識した基準を設けることや必要に応じて適切な再保険を設定することを定めています。

また、保険商品の発売後にリスクが顕在化したとき、もしくは将来のリスクが増加するときなどにおいては、保険商品の改廃、料率・引受基準の変更、保有限度額の変更等の措置を講じることなどを定めています。

当社では、これらのリスク管理の一環として「保険引受リスク管理規程」に料率や引受基準のモニタリング項目等を定め、定期的な検証を実施しています。

資産運用リスク

保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクであり、 その性格から、「市場リスク」「信用リスク」等に分類されて います。

■市場リスク

金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、資産の価値が変動して損失を被るリスク、資産から生み出される収益が変動し損失を被るリスク。

■信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク。

当社では、「資産運用リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資産運用を行っています。

流動性リスク

流動性リスクは、その性格から「資金繰りリスク」「市場流動性リスク」に分類されています。

■資金繰りリスク

保険料収入の減少や、大量解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害時の保険金支払による資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

■ 市場流動性リスク

市場の混乱などにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

当社では、流動性資産を十分に保有するとともに、資金繰りの逼迫(ひっぱく)度に応じた適切な管理を行うために「流動性リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資金繰りを行っています。

事務リスク

役職員等(代理店および業務委託先における従業者を含む)が、正確な事務を怠ることや、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。当社では、「事務リスク管理規程」の他、各種業務規程等を整備し、その遵守状況を把握・管理するとともに、外部環境の変化等を踏まえ、適宜見直すことによりリスクの軽減に努めています。

システムリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動、不正使用などにより損失を被るリスクのことです。当社では、「システムリスク管理規程」の他、各種業務規程等を整備し、情報システムの安全かつ安定的な稼動に努めています。

法務リスク

当社業務に関連し、法令や契約等への違反、不適切な契約締結、その他法的な原因により罰則適用・損害賠償等の損失を被るリスクのことです。当社では、法務リスク管理態勢の構築、および法務リスクの軽減を図るために必要な手順・管理方法等を「法務リスク管理規程」に定め、業務や取引の適法性の確認・検証等に取組んでいます。

人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(採用、退職、評価、処遇、育成、労務管理等の問題)や差別的行為(人権)から生じる損失・損害などにより会社が被るリスクです。これらのリスク軽減のため、「人的リスク管理規程」を設けて業務の健全性を確保しています。

オフィスリスク

当社事業に関連する書類・設備等の諸資産に関する物理的リスクのことです。「オフィスリスク管理規程」を設け、規程の周知・整備などを通じて態勢強化を図るとともに、オフィスセキュリティや災害対応準備等の物理的安全確保に関する施策を実施するなど、業務の健全性を確保しています。

風評リスク

風評(当社に関する悪評や風説)による信用低下が要因となり、損失や損害を被るリスクをいいます。「風評リスク管理規程」を定め、日々のモニタリングや風評の要因となりうる事象への適切な対応などを通じ、リスクの最小化に努めています。

危機管理態勢

大規模な自然災害、感染症の流行およびサイバー攻撃等、業務の継続的な遂行が困難となる事態を危機と定め、危機発生時には業務継続計画等に従い緊急対策本部を設置して対応するなど、特に役職員等の安全確保、地域社会への安全への協力、保険金等支払い等の重要業務の継続を可能とする危機管理態勢を整備しています。

また、各種シナリオに基づいた訓練を定期的に実施し、危機発生により引起こされる混乱および被害を最小化し、早期に当社の業務運営を健全な状態に戻すことに努めています。

再保険リスクについて

事故はいつどのような規模で発生するかが不確かであることや、大火・台風などの広域大災害のときには保険金支払が巨額となる可能性があることなどから、損害保険会社は経営を不安定にする要因を常に抱えています。そこで損害保険会社各社は、経営破綻を避けることはもちろん、広域大災害や異常災害発生後もお客様への保険金支払を確実に行うため、どの程度までの損害であれば経営に影響が無いかを判断し、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引受けてもらうことによってリスクを平均化・分散化し、経営の安定を図っています。このような保険会社間の取引を「再保険」といいます。再保険を設定する(自社が引受けたリスクを他の保険会社に引受けてもらう)ことを「出再」、他の保険会社が引受けた保険の責任(リスク)の一部を自社で負担することを「受再」といいます。

出再(再保険の設定)にあたってのリスクとその対処

出再後、当社自らがリスクを負担する部分を「保有」といいます。この出再に関連するリスクとして、主に次の2つがあります。

- ①保有の上限額が保険責任の種類・内容に応じて適切に定められていない、または、適切な出再が手配されていないリスク
- ②出再先(再保険の取引先)の信用リスクが適切に把握されていないために、リスクの移転が確実に行われないリスク

これらのリスクへの対処として、保有の上限額については、 損害の想定・保険業績等を統計的に分析・評価し、当社 の担保力(準備金、収益性)などの状況も総合的に判断 して、当社の健全性を維持するうえで合理的な水準で 設定しています。保有の上限額を超える引受けを行う 場合には、出再の手配を行っています。

なお、出再先の選定にあたっては、世界的な格付専門会社による格付を基準に、相手先の信用力(財務内容)を主として、長期安定的な取引が可能であるか等確認すべき項目について適切に点検の上、選定しています。

□ 「出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合」および 「出再保険料の格付ごとの割合」については、49ページをご参照ください。

受再(再保険の引受け)にあたってのリスクとその対処

受再を行う場合には、当社の負担能力を超えたリスクが 発生することのないようにリスクの内容について十分な 知識を有する対象に限定して引受けを行うなど、慎重に 対処しています。

再保険リスク管理

「保険引受リスク管理規程」に保険種類別の保有上限額や モニタリング項目等を定め、再保険リスクについて適切な 管理を行っています。

自然災害リスクについて

広範囲にわたって被害が生じる自然災害(地震・台風等)が発生した場合には、多数の保険契約に同時に保険金支払が生じ、巨額の損失が生じるリスクがあります。 当社では、想定される損害を統計的に分析し、異常危険準備金の積立状況を勘案の上、適切な再保険を設定することにより、当社の保有するリスクの軽減を図っています。

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認について

第三分野保険における責任準備金の積立の 適切性を確保するための考え方

第三分野保険における責任準備金積立の適切性を確保するために金融庁の告示等に基づいて「ストレステスト」と「負債十分性テスト」を行い、その結果を保険計理人が確認しています。

■ストレステスト

あらかじめ設定した予定事故発生率が通常の予想を超える範囲でリスクをカバーしているかを確認するもので、ガン重点型の医療保険のがん保障部分および医療保障部分ならびに入院実費型の医療保険の3つの契約区分で実施しています。

ストレステストで予定事故発生率の変動により責任準備金だけでは不足が生じるおそれがある場合は、保険金の支払いに備えるために危険準備金を積立てます。

■負債十分性テスト

ストレステストで責任準備金だけでは不足があると判断された契約区分について、予定事故発生率の通常の予想の範囲での変動に加え、事業費等を考慮にいれた契約区分全体の将来収支分析による不足額の検証を行うものです。

ストレステスト、負債十分性テストにおける 事故発生率の設定水準

契約区分ごとに過去5年間の実際の事故発生率を基準に 保険金の増加を99%の確率でカバーする事故発生率の 水準で行っています。

ストレステストの結果

第三分野保険におけるストレステストの結果、入院実費型の医療保険の契約区分において以下の責任準備金を 積み立てています。

(単位:百万円)

	責任準備金	2017年度末	2018年度末
ストレステスト	危険準備金	_	3
負債十分性テスト	保険料積立金 (追加分)	_	727

個人情報保護および情報セキュリティへの取組み

ソニー損保では、お客様の情報の取扱いに関し、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の保護に関する法律 (以下、個人情報保護法といいます)等の法令を遵守し、国内ソニーグループ各社共通の「プライバシーポリシー」 等に則って取扱っています。

なお、国内ソニーグループ・共通プライバシーポリシー、個人情報に関する基本方針(「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項)およびCookieポリシーは、公式ウェブサイトで公表しています。

個人情報に関する基本方針(要旨)

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、当社事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)およびその他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインおよびその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取組んでまいります。 また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報の利用目的を通知または公表し、その利用目的の達成に必要な範囲において利用します。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ を提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・委託を行う場合(下記4.個人データの取扱いの委託をご覧ください。)
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合(下記6.個人データの共同利用をご覧ください。)

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの 取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人 データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、 あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する 必要かつ適切な監督を行います。

5. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項

当社は、個人情報保護法第23条2項に基づく手続き(オプトアウト制度)により、ご本人の認識なく第三者に個人情報を提供することはございません。

6. 個人データの共同利用

- (1) 当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイト(http://www.sonpo.or.jp/)、または、損害保険料率算出機構のウェブサイト(http://www.giroj.or.jp/)をご覧ください。
- (2) 弁護士保険の紛争解決制度について

当社は、弁護士保険に関する弁護士およびお客様との間において生じた紛争を迅速・公平に解決するため、日本弁護士連合会との間で個人データを共同利用します。

詳細につきましては、日本弁護士連合会のウェブサイト (https://www.nichibenren.or.jp/)をご覧ください。

(3)代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。

また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人 日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格 者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイト (http://www.sonpo.or.jp/)をご覧ください。

7. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、個人情報保護法第2条第3項で定める要配慮個人情報(本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等)ならびに労働組合への加盟、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の 同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を 取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教 等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する 従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供 する場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に 必要がある場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が 法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要が ある場合

8. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、 開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、 開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、次頁 「お問合せ窓口」までお問合せください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置に関するご質問については、次頁「お問合せ窓口」 までお問合せください。

特定個人情報の取扱いについて

1.特定個人情報の取得

当社は、適法かつ公正な手段により、特定個人情報を取得します。 また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求める ことはありません。

2. 特定個人情報の利用目的

当社では、取得した特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でのみ取扱います。

3. 特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者に委託することがあります。特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 特定個人情報の安全管理措置の概要

当社は、特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る 実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

5. 個人情報保護法に基づく特定個人情報に関する事項の通知、 開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく特定個人情報に関する事項の通知、開示・ 訂正等・利用停止等に関するご請求については、右記「お問合せ窓口」 までお問合せください。当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

お問合せ窓口

ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内など、お客様の個人情報の利用を、お客様がご希望されない場合はお問合せ窓口までお申し出ください。契約管理その他当社業務上必要な場合を除き、取扱いを中止させていただきます。

当社の個人情報および特定個人情報の取扱いなどに関するご照会・ ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問合せくだ さい。

<お問合せ先>

ソニー損害保険株式会社 お客様相談室 0120-101-656 受付時間 月〜金(休日除く)午前9時〜午後5時30分

情報セキュリティへの取組み

ソニー損保では、お客様からお預かりする個人情報をはじめとする各種情報資産の厳正な管理が重要であることを強く認識して、情報セキュリティマネジメントシステムの構築に取組んでおり、全社を適用範囲としたISO27001 (JISQ27001:2014 (ISO/IEC27001:2013)) の認証を取得し、情報セキュリティの維持向上を図っています。





ビューローベリタスジャパン株式会社より、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO(JIS Q)27001の認証を取得しています。

CSR(企業の社会的責任)の取組み

ソニー損保は、1999年秋の営業開始時から社会の一員としてCSR (企業の社会的責任)を自覚し、企業の成長とともに一層その自覚を強めてきました。また、損害保険事業を通じた価値創出、および、価値創出のための基盤強化を通じた、SDGs (持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)の達成への貢献も目指しています。

損害保険事業の適切な遂行と、SDGs(*1)達成への貢献

損害保険制度は、暮らしや企業の活動において「小さな 負担(多数の人々が保険料という形でお金を出し合う こと)で、いざという時の大きな安心(出し合ったお金から 補償を受けること)を得ることができる」という、相互扶助 の精神に基づいたしくみです。このしくみの適切な運用、 つまり損害保険事業の適切な遂行が、私たち損害保険 会社の社会的責任の根幹です。

ソニー損保では、損害保険事業を適切に遂行するとともに、当社のミッションや活動と重なる部分も多いSDGsについても、その達成への貢献を目指し、右記のような各取組みを進めています。

(*1) SDGs (持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals) は、17の目標と169のターゲットから構成される、「誰一人として取残さない-No one will be left behind」ことを理念とした2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする国際目標です。

【事業を通じた価値創出】

⇒ お客さま本位の業務運営の取組み …… 6~11ページ

→ 商品・サービスについて …………… 32~42ページ

【価値創出のための基盤強化】

- ➡ コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理 …20~26ページ

SUSTAINABLE GOALS 世界を変えるための17の目標



環境保全活動

地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、環境方針を定めて全社で環境保全活動に取組んでいます。

また、当社では、保険という目に見えない商品を扱ううえで、契約関連書類や手続書類の郵送などのために紙や電気といった資源を消費している事実に加え、主力商品である自動車保険が二酸化炭素(CO₂)を排出する自動車の利用を前提としていることなどから、事業活動に関連のある環境負担軽減を目指した取組みも進めています。

ソニー損保の環境方針

【理 念】

当社は持続可能な社会の実現に向けた「ソニーグループ環境ビジョン」を踏まえ、企業活動のあらゆる面で環境保全に配慮して行動します。

【方 針】

- 1. 環境マネジメントシステムの運用により、事業活動およびサービスを通じて環境に与える影響を的確に捉え、環境負荷の低減を図るとともに事業の継続的な改善に努めます。
- 2. 環境目的・目標を設定し全社で環境管理を推進するとともに、継続的な見直しを行います。
- 3. 事業活動を行う上で適用を受ける環境関連の法律、条例等を遵守します。
- 4. この方針を達成するため、内部環境監査を実施し、環境マネジメントシステムの維持向上を図ります。
- 5. 社内における環境教育・社内外広報活動を実施し、環境方針の周知徹底、環境保全に関する意識向上を図ります。

ソニー損保が取組む環境保全活動

■環境マネジメントシステム

ソニー損保を含むソニーグループでは、全世界共通の環境マネジメントシステム (Global Environmental Management System) にて環境活動を行っており、国際規格であるISO14001のグローバル統合認証を取得しています。ソニー損保では、本社事業所をISO14001の認証対象としており、電力使用量およびコピー用紙使用量の低減目標値を定めた省エネ・省資源活動や、事務用品におけるエコ商品比率を高めるグリーン購入の推進を行っています。

■CO₂排出削減への取組み

CO2排出削減策の一環として、2007年度から2013年度はグリーン電力(*1)、2014年度から2017年度はJ-クレジット制度(*2)、2018年度からはグリーン熱証書(*3)を活用しています。2007年度から2018年度の12年間にわたり総計約853トンのCO2排出削減に寄与したことになります。

- (*1)風力やバイオマス(生物資源)、太陽光などの再生可能エネルギーにより発電された電気の環境付加価値を「グリーン電力証書」というかたちで購入するものです。
- (*2) J-クレジット制度はCO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を クレジットとして国が認証する制度で、当社は森林吸収プロジェクトの クレジットを購入しました。
- (*3)太陽熱やバイオマスなどの再生可能エネルギーにより作られた熱の環境付加価値を「グリーン熱証書」というかたちで購入するものです。

お客様とともに取組む環境保全活動

■「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」(NPO法人そらべあ基金への寄付活動)

自動車保険の「くりこし割引」のしくみを活用したプログラムで、ご契約者が予想より走らなかった距離の総合計100kmにつき1円を、太陽光発電設備(ソーラーパネル等)の設置費用として「NPO法人そらべあ基金(以下、「そらべあ基金」)」(*4)に寄付しています。

そらべあ基金では、ソニー損保からの寄付金を、全国の幼稚園や保育園を対象にした太陽光発電設備の設置などに充当していきます。ソニー損保のご契約者は、クルマの使い方をほんの少し見直すことで実際の走行距離が契約距離区分の上限を下回れば、「くりこし割引」で翌年の保険料が抑えられるだけでなく、CO₂排出量も減り、太陽光発電設備の設置にも貢献することができます。同プログラムにより、2018年度には2基の太陽光発電設備を幼稚園・保育園に設置しました。寄贈先の幼稚園・保育園での寄贈記念式典の様子などは、幼稚園にソーラー発電所を☆プログラムの活動レポート(https://ecology.sonysonpo.co.jp/report/)で紹介しています。

そらべあ発電所寄贈記念式典







2019年2月18日 美里・柿の実こども園にて

■そらべあ発電所寄贈による、CO₂削減実績

当社が2018年までに寄贈した「そらべあ発電所」22基による発電量実績は、2009年度から2018年度までの10年間で330,205kwh(*5)、CO₂削減量は177.56t-CO2/kwhとなり、杉の木(*6)に換算すると12,683本分に相当します。今後も「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を継続し、1基でも多くの「そらべあ発電所」を幼稚園・保育園に寄贈することで、子どもたちの環境に対する関心を高めるためのサポートに加え、地球温暖化の防止をはじめとした環境保全活動を続けてまいります。

ソニー損保が寄贈した 「そらべあ発電所」22基の発電量実績

(2009年度~2018年度の累計、2019年4月末時点)

発電量:330,205kwh

CO2削減量: 177.56t-CO2/kwh





- (*4) 「NPO法人そらべあ基金」は、ホッキョクグマの兄弟「そらべあ」をシンボルに、再生可能エネルギーの普及活動や環境教育を行うNPO法人です。詳しくは「そらべあ基金」のウェブサイト(https://www.solarbear.jp/)をご参照ください。ソニー損保は、「そらべあ基金」が推進する「そらべあスマイルプロジェクト」のサポーターとして「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を実施しています。
- (*5)1基目から22基目までの、2009年度から2018年度までの累計発電量(2019年4月末時点)。環境省が発表している「電気事業者別排出係数(代替値)」 に基づいて算出。
- (*6)50年生杉1本の1年間のCO2吸収量は14kg(出典:林野庁)として算出。

■各種契約手続のペーパーレス化

紙資源の節約、郵送にかかるCO₂排出量の削減を目的として、各種契約手続のペーパーレス化を推進しています。各商品においては、インターネットによる契約申込を可能とし、自動車保険と火災保険では証券ペーパーレス割引を導入することで、紙の使用量の削減・郵送の省略を実現しています。今後も、さらなるペーパーレス化に取組みます。

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故・災害および犯罪の防止・軽減など、さまざまな社会貢献活動に取組んでいます。同協会での取組みについては、同協会のウェブサイトをご覧ください。

- 環境問題への取組み http://www.sonpo.or.jp/efforts/eco/
- 事故・災害・犯罪の防止・軽減 http://www.sonpo.or.jp/efforts/reduction/

ダイバーシティの推進活動

ソニーグループでは、自由闊達な企業風土のもと、比較的早い時期からダイバーシティ(多様性の受容)推進の取組みを進めており、各企業が国と地域の特性に合わせたさまざまな取組みを行っています。

当社においても、商品やサービスといったビジネス面での進化のみならず、組織の「質の高さ」も進化させる必要があると考えており、性別、年齢、国籍、障がいの有無、雇用形態などの違いにかかわらず、社員ひとりひとりが意欲を持って力を発揮できる環境作りのため、ダイバーシティへの取組みを進めています。

ワーク・ライフ・バランス

従業員の仕事と生活のバランスを図るため、休暇・休職制度の充実など各種両立支援制度の導入・整備を進めています。 エリア型社員が結婚、出産、育児、介護や配偶者の転勤で異動を希望する場合に異動を認める制度や、前記理由により 退職する社員を再雇用する制度を導入しています。

また、育児休職や育児短時間勤務は法令を上回る制度を整備しており、育児等のために利用することができるパパママ 休暇制度は男性も多く利用しています。2012年8月には、東京労働局より子育てサポート企業としてダイレクト保険 会社では初めて(*1)、「次世代認定マーク」を取得しました。引続き、社員ひとりひとりがライフイベントをマネジメント しながら継続して働くことができる環境の整備に取組んでいきます。

■ ワーク・ライフ・バランス支援制度例

《育児休職・短時間勤務》

生後1歳2ヵ月未満の子どもを育てる社員が育児のための休職を希望する場合、育児休職を取得することができます。

なお、状況により育児休職を子どもが満2歳に達する月の 末日まで延長することが可能です。また、子どもが小学校 3年生までの間、1日6時間の短時間勤務を選択すること ができます。

《パパママ休暇》

配偶者の出産支援および育児を行なうための特別休暇です。子どもが満2歳に達する月の末日までの間で、5日取得可能です。

男性社員は、出産の立会い、里帰り出産時の妻子への付添い、配偶者の入院による他の子の世話等の理由で取得することも可能です。

- (*1) ダイレクト保険会社とは、2013年度末時点で保険商品を主にダイレクトで販売している損害保険会社を指します。ダイレクト型の損害保険会社で初めてであることは、認定マーク「くるみん」取得について厚生労働省のウェブサイトに公表することを了承した企業における、2012年8月29日付ソニー損保調査によります。
- ☞ その他の福利厚生については、72ページをご参照ください。

女性の活躍推進

2016年4月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の施行に伴い、2016年3月に一般事業主行動計画を策定しました。行動計画では、女性活躍推進法の基本原則である「女性の採用・登用」「継続的な両立支援」の両面から目標を設定し、女性社員のみならずすべての社員の活躍推進を目指しています。エリア限定型社員が自らの意思で他の地域に異動することができる「エリア留学制度」を導入し、エリア限定型社員の人材交流による受入部門の活性化や、社員の新しい職場での経験を通じたキャリアに対する意識醸成を目指しています。

また、エリア限定型社員が異なる部門に期限付きで異動することができる「社内留学制度」を導入し、エリア限定型社員のキャリアパス拡大によるモチベーションの向上、および部門間の人材交流による相互の業務理解を通じた業務スキル向上を目指しています。今後とも、制度改定・教育研修等のさまざまな施策を通じ、社員のさらなる活躍の支援とより働きやすい職場環境の整備を進めていきます。



保険のしくみ

損害保険制度

損害保険制度は、多数の人々が「大数の法則」に基づいて算出された保険料を支払う(お金を出し合う)ことで、事故が 発生した場合に保険金を受取る(出し合ったお金から補償を受ける)ことができる相互扶助のしくみです。このしくみを 利用することで、暮らしや企業の活動において「小さな負担で、いざという時の大きな安心(補償)」を得ることができます。

■保険料について

保険料は、事故発生時に支払う保険金に充てられる「純保険料」と、保険会社の運営に必要な経費などに充てられる「付加 保険料」で構成されます。

損害保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が一定の偶然な事故によって被った損害を補償することを約束し、保険契約者はその対価と して保険料を支払うことを約束する、有償・双務契約です。

また、保険契約者と保険会社との合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、保険会社は契約引受 の正確を期すため、保険申込書あるいはそれに相当するものを使用します。さらに、契約締結の証として、保険証券または 保険引受証などを保険契約者に対して発行します。

約款とは

目に見えない無形の商品である損害保険契約の内容を、 書面で箇条書きにして目に見えるようにしたものです。 損害保険会社と保険契約者・被保険者双方の権利・義務 を定めたものであり、その内容は双方を拘束するもの です。

保険約款は、基本的な内容を定めた普通保険約款と、 個々の契約によって内容を補足・修正する目的でセット する特約により構成されます。

【保険約款では主に以下の内容が規定されています。】

- 1. どのような事故が補償の対象となり保険金が支払われるのか
- 2. どのような事故が補償の対象とならず保険金が支払われないのか
- 3. お支払いする保険金の内容および保険金額
- 4. ご契約に際して保険会社からの質問に正しくお答えいただく重要な 事項(告知義務)
- 5. ご契約後に、どのような契約内容の変更が生じた場合に保険会社に その事実を連絡しなければならないか(通知義務)
- 6. どのような場合に保険契約が無効または失効となるか
- 7. どのような場合に保険契約が解除となるか、また解除の場合、保険契約 者および保険会社はどのような権利・義務を有するか

ご契約のお手続きについて

販売方法

インターネットや電話を通じて直接お申込みいただくダイレクト販売のほか、損害保険代理店委託契約を締結した代理店や、 ソニーフィナンシャルグループ各社を通じた販売も行っています。

■ダイレクト販売

テレビコマーシャルやインターネット、新聞広告などを通 じて商品やサービスを広く案内し、直接、自動車保険や 医療保険、火災保険・地震保険、海外旅行保険を販売して います。

ソニー損保のご契約者の大多数は、公式ウェブサイトや カスタマーセンターを利用して直接ソニー損保に契約の お申込みをされています。





自動車保険スマートフォンサイト 見積ページ (2019年7月現在)

■代理店による販売

カード会社や通販事業者、インターネットの比較サイト、 銀行など、ダイレクト保険会社としてのメリットを活かした 販売経路が構築できる企業のほか、保険ショップなど対面 募集を行う保険代理店と損害保険代理店委託契約を 結び、それぞれの企業が当社代理店としてソニー損保の 保険商品を販売しています。

■ ソニー損保の代理店制度の特徴について

一般的な保険代理店の業務は、募集のほか、見積り・申込みの 手続き、保険料の領収、保険金請求のサポート、満期継続のフォ ローなど多岐にわたります。一方、ソニー損保の代理店では募集 まで行い、以降の見積り・申込み、満期継続などの手続きを、ウェブ サイトやカスタマーセンターを通じてお客様とソニー損保の間で 直接行うため、代理店に委託する業務は最小限となっています。 ☞ 代理店業務の違いについては、33ページの表をご参照ください。

■ 代理店登録について

代理店は損害保険会社と代理店委託契約を結び、保険募集を 行うことができます。なお、代理店は、保険業法に従い所定の 手続きを経て代理店登録や募集人としての届出を行う必要が あります。また、登録や届出にあたっては、損害保険募集人一般 試験の合格を要件としています。

■ ソニー損保の損害保険代理店教育について

保険募集に関する法令等の遵守や商品内容・契約に関する 知識の習得など、代理店(募集人)の保険募集能力の向上を 図るとともに、お客様のご意向に沿った商品を適切にご提案 できるよう、e-ラーニングなどを活用した代理店研修を実施し、 消費者保護やお客様満足の向上に努めています。

代理店業務の違い

	一般的な代理店 (締結代理店方式)	ソニー損保の代理店 (媒介代理店方式)
見込客の 発見	•	・ 代理店顧客データベースを 活かした見込客発見など
募集	•	● 簡単な商品説明 (見積りをすることもできます)
契約手続	•	保険料の領収、申込書の作成・受領 などの手続きはソニー損保が直接実施
異動·保全	•	お客様からソニー損保に直接連絡 代理店の事務手続なし
事故受付• 相談	A	お客様からソニー損保に直接連絡 代理店の事務手続なし
満期更改	•	満期案内をソニー損保からお客様に直送 お客様が手続きを実施

●…実施 ▲…一部実施

■ソニーフィナンシャルグループ各社による販売

■ ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)

ソニー生命はソニー損保と損害保険代理店委託契約を結んでおり、ソニー生命のライフプランナー(営業社員)がソニー損保の自動車保険を販売しています。



ソニー生命のライフプランナーによる販売

■ ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)

ソニー銀行はソニー損保と損害保険代理店委託契約を結んでおり、ソニー銀行の住宅ローン利用者向けに、 火災保険を販売しています。



ソニー銀行のサービスサイト (2019年7月現在)

ソニー損保が代理店となって販売している商品

ウェブサイトで、次の2社の保険商品をソニー損保が代理店となって販売しています。

- ・アニコム損害保険株式会社のペット保険 「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保ぷち」
- ・セコム損害保険株式会社のがん保険 「自由診療保険メディコム」
- *アニコム損害保険株式会社、セコム損害保険株式会社と、募集 業務の代理および事務の代行に関する契約を締結しています。

ご契約のお申込みの際にご注意いただきたいこと

ご契約にあたり、お客様のご意向を把握し、その意向に 沿った契約内容であることをご確認いただく取組みを実施 しています。お申込みの際は、契約申込書やウェブサイト の申込画面等を十分ご確認のうえご契約いただくように しています。

なお、お申込みの際にお客様によく理解していただく必要のある、商品・サービス・約款の内容などについては、商品パンフレットや重要事項説明書などに概略を記載していますので、必ずご確認いただくことにしています。また、これらの書類では保険料算出に必要な条件などをお客様に漏れなく申告していただけるよう、割引の適用条件などについてもご案内しています。

■商品パンフレットや重要事項説明書

商品パンフレットや重要事項説明書などが、お客様にとってわかりやすい内容で適切に作成されるよう、説明方法などを定めた「募集資料取扱ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに沿ってコンプライアンス部が審査をしています。

■契約内容の確認について

契約内容がお客様のご意向に沿っているか、お客様の情報が正しく記載されているか、お支払いいただく保険料が適正かなどについて、お客様ご自身にウェブサイトや申込書でご確認いただいてからお申込みいただくようにしています。

■ご契約後にお届けする書類等

ご契約のお申込後には、保険証券等をお送りします。自動 車保険や火災保険では、保険証券(継続証)の発行・送付 を省略することもできます。(証券ペーパーレス割引が適用 されます)

なお、普通保険約款・特約、重要事項説明書、サービス ガイドは、ウェブサイトでもご覧いただけるようにしてい ます。





自動車保険の重要事項説明書(左)とサービスガイド(右) (2019年7月現在)

保険料について

保険料のお支払い

保険料(分割払いのときは初回保険料)は、ご契約の際にお支払いいただく必要があります。保険契約をお申込みになって保険期間が始まっても、保険料のお支払い前に生じた事故については、原則として保険金はお支払いできません。

また、保険料を分割してお支払いいただくご契約においては、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合も保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

クーリングオフ制度

保険期間が1年以上のご契約については、お申込み後であっても申込みの撤回または契約の解除を行うことができる「クーリングオフ制度」を設けています。お客様が保険証券などを受取られた日から8日以内であれば違約金などを負担することなく、申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

追加保険料の請求・保険料の返還

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、 追加保険料の請求や保険料の返還を行います。 また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、 約款の規定に従って、保険料を返還します。

販売•勧誘方針

以下の販売・勧誘方針に則り、ダイレクト保険会社ならではのお客様と直接つながる営業スタイルのメリットを活かし、 常にお客様のご理解・ご納得をいただけるよう最善を目指しています。

販売・勧誘方針

1. 保険販売・勧誘にあたっての基本方針

- (1) お客様の保険加入目的、保険に関する知識、ご経験、財産の状況、その他必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めます。
- (2) 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その 他の関係法令等を遵守し、適切な保険販売・勧誘を行います。
- (3) お客様のプライバシー保護を最優先し、お客様に関する情報管理を的確に実行します。
- (4) 適正な販売・勧誘を行うために、販売に携わる者の指導、研修や事務管理体制の整備に努めます。

2. お電話での受付について

専門のスタッフを配置し、お客様おひとりおひとりのご意向、ご実情を伺った上で、適切な保険商品のお勧めができるよう努めます。

3. インターネットでの受付について

お客様にとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます。

4. その他の販売・勧誘について

ダイレクトメールの発送、当社からの電話による確認、代理店に 委託した販売・勧誘などにおきましても、お客様のご都合、ご事情 に応じた適切な方法で行います。

5. 各種サービス体制について

- (1)お客様からのお問合せに対しては、迅速、的確、丁寧にお応えしてまいります。
- (2) 保険事故発生の際は、きめ細かな事故対応を通じて、迅速かつ的確な保険金のお支払ができるよう努めます。
- *以上は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく当社の勧誘方針です。 なお「金融商品の販売等に関する法律」の概要については、金融庁のホームページをご参照ください。

商品ラインアップ

ソニー損保は、合理的で質の高い保険商品を提供し、お客様が安全で安心できるパーソナルライフの実現に貢献 することを目指しています。

*各商品の説明は2019年7月時点の内容です。各商品の詳しい内容は、商品パンフレットやウェブサイトなどで紹介しています。実際にご契約いただく際は、 必ず詳細を商品パンフレットや重要事項説明書等でご確認ください。

自動車保険 約款名:総合自動車保険 Type S



ソニー損保の自動車保険の保険料体系には、走行距離と事故発生の相関関係が反映されており、お客様ひとりひとりのリスクにあわせた保険料算出システムで、手厚い補償を"走る分だけ"の合理的な保険料で提供します。

自動車保険ウェブサイト https://www.sonysonpo.co.jp/auto/



自動車保険のパンフレット (2019年7月現在)

ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉 約款名: 傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険



ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉は、がんに手厚い日額保障タイプの終身型の医療保険で、医療保障とがん保障を1つにまとめることで合理的な保険料を実現しています。



医療保険 SUREウェブサイト https://www.sonysonpo.co.jp/md/sure/

入院実費型の医療保険ZiPPi〈ジッピ〉 約款名:医療費保険



入院実費型の医療保険ZiPPi〈ジッピ〉は、実際にかかった入院治療費に応じて保険金をお支払いする実費保障タイプの、インターネット専用の定期型の医療保険です。



保障設計から見積り・申込みまでをインターネットで完結でき、お客様ひとりひとりのリスクに対応できる「かかった分を保障する」合理性とお客様の利便性を追求しました。

医療保険 ZiPPiウェブサイト https://www.sonysonpo.co.jp/md/zippi/

火災保険 約款名:火災保険 Type S·地震保険



インターネット専用の住宅や家財を対象とした個人向けの火災保険です。台風や豪雨、地震などの自然災害による損害や、日常生活における賠償事故まで幅広く補償するほか、ダイレクト保険会社では国内初となる地震補償を最大100%にできる「地震上乗せ特約」もセット可能にしました。

また、インターネットの利便性を活かし24時間いつでも見積り・申込みができるようにしていることに加え、お客様のお手続きのご負担を減らすため、火災保険では国内で初めて1回のインターネット手続きで契約締結まで完了することができます。

火災保険のパンフレット (2019年7月現在)

火災保険ウェブサイト https://www.sonysonpo.co.jp/fire/

海外旅行保険 約款名:リスク細分型特定手続用海外旅行保険



インターネット専用のリスク細分型の海外旅行保険です。インターネット専用商品と することで、各種手続にかかる事務コストを削減し低廉な保険料を実現したほか、 旅行先だけではなく年齢に応じたリスク細分を導入することにより、リスクの低い 年代の保険料を割安にしています。

また、インターネットの利便性を活かし、申込手続や事故報告を、24時間いつでも 行えるようにしました。万一の事故やトラブル時についても、24時間365日、電話 やインターネットを通じて日本語で各種サポートを実施するなど、お客様の安心・ 安全な海外旅行をサポートするための、充実したサービスを提供します。

海外旅行保険ウェブサイト https://www.sonysonpo.co.jp/travel/



海外旅行保険ウェブサイトトップページ (2019年7月現在)

主な商品の開発と改定

お客様にとって価値ある商品を開発するとともに、お客様のニーズにお応えできるよう、随時、商品改定を行っています。

主な商品の販売開始

1999年 9月

★ 自動車保険(総合自動車保険 Type S)

2002年 6月 ガン重点医療保険SURE(シュア)(傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険) (現:ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉)

2017年 1月

入院実費型の医療保険ZiPPi〈ジッピ〉(医療費保険)

2018年 6月

海外旅行保険(リスク細分型特定手続用海外旅行保険)

2018年 10月

火災保険(火災保険 Type S·地震保険)

主な商品改定

以下は、2019年6月末時点の情報です。

自動車保険と医療保険における主な商品改定は以下のとおりです。

なお、医療保険には「ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉」と「入院実費型の医療保険ZiPPi〈ジッピ〉」がありますが、以下で 提示する医療保険の改定はすべて「ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉」における改定です。

自動車保険

+ 医療保険

2000年 7月 🔂 「おりても特約」販売開始

🔂 クレジットカードを活用した分割払い サービス開始

2001年 2月 📥 「継続割引」導入

2002年10月 🔂 「新車割引」「ゴールド免許割引」導入

2003年10月 🔂 インターネット割引を最大3,000円に増額

➡ 「紹介割引」導入

2004年11月 🔂 「くりこし割引」「こえても安心サービス」 導入

2007年 8月 🚺 「骨髄ドナーサポート特約」導入

2008年11月 🔂 インターネット割引を最大5,000円に増額

2009年11月 🙀 保険料は一生涯固定プランの契約可能 年齢上限を70歳に引上げ

2010年11月 🔂 「自動車事故弁護士費用等補償特約」販売 開始

2011年 4月 • 「先進医療費保障特約」導入

「入院時の手術保障範囲拡大特約」導入

2012年 8月 □ 証券ペーパーレス割引」「マイページ新規 申込割引」「継続時複数契約割引」導入

2013年 1月 🔯 インターネット割引を最大8,000円に増額

ず 「先進医療費保障特約」の支払限度額を

🔂 新しいノンフリート等級別料率制度を導入

<mark>2015年 2月</mark> 🔂 「やさしい運転キャッシュバック型」 (やさ しい運転特約) 販売開始

2,000万円に引上げ

<mark>2016年 9月 📾</mark> インターネット割引を最大10,000円に 超钟

インターネットでの販売を開始 2017年 1月

「がん通院保険金」「自由設計プラン」追加

☐ 「個人賠償特約」販売開始

<mark>2018年 1月</mark> 🔂 「ASV割引(自動ブレーキ割引)」と「被 害者救済費用等補償特約 | を導入

■ 「基本プラン」追加

← 「無事故割引(2,000円)」の新設

保険金のお支払いとサービス体制

保険金お支払いまでの流れ

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認による示談も活用して、 保険金のお支払いをスピーディーに行っています。保険金お支払いまでの流れの概略は以下のとおりです。

【自動車保険の保険金をご請求いただいた場合の一例】

事故発生のご連絡

「事故受付サービスセンター」へ、事故発生状況、損害(発生)状況などをご連絡ください。 事故直後の注意点などをご説明します。



専任担当者からのご案内

専任担当者を決定して、担当者からお客様へ打合せのご連絡をします。事故解決および保険金 支払までの流れなどをご説明します。



保険金請求書類の作成

保険金支払に必要となる保険金請求書類をご提出いただきます。立替費用がある場合には、 領収書などのご提出をお願いすることもあります。一部の保険金請求書類は省略できる場合も あります。



事故発生状況・損害状況の確認

事故発生状況や損害物の調査を行います。お客様、相手方、修理工場などの関係者と打合せを行い、損害額を算定します。



事故対応経過のご報告

相手方の症状や相手方との交渉内容など、事故解決までの経過は、お客様のニーズに合わせて電話やEメール、ハガキでご報告します。また、ウェブサイト上のご契約者ページ(マイページ)でも情報を提供します。



示談交渉

対人・対物事故では、損害額が確定し次第、相手方との示談交渉を行います。



事故解決・保険金のお支払い

※事故の内容・状況により上記の流れとは異なる場合があります。

保険金お支払いまでのサービス体制

担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりますので、直接いろいろなご相談をお受けすることができます。担当者は、常にお客様の立場にたち親身に対応します。各保険商品のサービス体制の一部をご紹介します。

自動車保険

スピーディーかつ丁寧な対応でお客様の不安を取除き、お客様の納得感を追求しながら事故解決サービスを提供しています。

■24時間365日の事故受付

■「即日安心365」サービス

事故発生時のスピーディーな対応にこだわり、 24時間365日の事故受付に加えて、平日は もちろん土日でも事故受付当日中に、代車の 手配や関係各所への連絡などの初期対応を 実施し、その対応結果についてお客様にご報 告します。(*1)



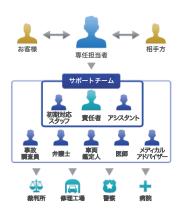
■事故受付後1時間以内の専任担当者からのご連絡

事故発生時の不安を少しでも早く軽減できるよう、事故受付から1時間以内に事故の内容に適した専任担当者を決定し、 専任担当者からお客様にご連絡します。(*2)

- (*1)20:00までに事故受付が完了した対人・対物事故が対象です。
- (*2)平日(月~金)の9:00~17:00の間に事故受付が完了した場合が対象です。

■何でも相談できる 1事故1担当者+チームサポート制

事故解決まで、専任担当 者とサポートチームが責 任を持って対応します。 専任担当者は、事故調査 員、弁護士、車両鑑定人、 メディカル・アドバイザー などの各分野の専門家と 連携をとりながら事故解 決にあたります。



■説明と同意を繰返す「インフォームド・コンセント」 導入で、お客様の納得感を追求

お客様に納得いただける事故解決のために、「インフォームド・コンセント」方式による対応を実施しています。1つの事故の解決方法は1つだけとは限りません。事故解決の対応方針として複数案が考えられる場合には、メリット・デメリットをお客様にご説明し、お客様に対応方針を同意いただいたうえで事故解決を進めます。(*3)

(*3)「インフォームド・コンセント」とは、主に医療現場において用いられる言葉で、医師が患者に対し、治療方針を正しく説明し、患者の同意を得ながら治療を行っていく進め方をいいます。

■スペシャリストを育成する教育プログラム

事故解決力の高いスペシャリストを育てるために、年間35種類に及ぶ研修を実施しています。また、弁護士や医師、警察、鑑定人など、さまざまな関係者とコミュニケーションをとり、事故解決のための知識を習得していきます。





■全国に広がるサービスネットワークで お客様をサポート

専任担当者が在籍する全国26のサービスセンターのほか、専任担当者と連携しながら対応する損害調査ネットワーク、約115ヵ所の弁護士ネットワーク、約410ヵ所の提携修理工場ネットワークで事故解決まで確実にサポートします。事故やお車のトラブル時には、全国約9,700ヵ所のロードサービス拠点のうち、お近くの拠点から急行します。

- ☞ 各サービスセンターの所在地については、71ページをご参照ください。
- ☞ ロードサービスについては、40ページをご参照ください。
- ☞ 提携修理工場については、41ページをご参照ください。

■事故受付後には状況に応じて各種ご案内を送付

事故解決の進捗状況をお客様に適切にご報告することも、 お客様に安心して事故解決をお任せいただくために重要と 考え、以下の書類をお送りしています。

■事故受付のご案内

事故受付時には、担当者・責任者の顔写真付のご案内を お送りします。





顔写真付の「保険金請求受付のご案内」

■中途経過のご案内

状況に応じて、事故解決の進捗をハガキでお知らせします。

■事故対応完了のご案内

事故解決をお知らせするとともに、ご契約内容と保険金 請求の対象となった補償項目・特約などをわかりやすく ご案内します。

■「面談急行サービス」 「もらい事故相談サービス」の実施

死亡事故や入院事故でどうしたらよいのかわからない場合、ご要望に応じてお客様を訪問し、事故解決の流れや必要な手続きのご説明をします。また、「もらい事故」のため保険金お支払いの対象にならない場合などでも、経験豊かなスタッフが親身にお客様のご相談をお受けします。

■充実したデジタルコミュニケーション手段

事故解決の進捗状況などをお伝えする手段をお客様のご希望に応じて選択していただけるよう、ウェブサイトでも、主に以下の事故解決に関するサービスを提供しています。

■事故受付

電話のほか、ウェブサイト (パソコン・スマートフォン) でも 事故受付が可能です。

■事故対応経過および保険金支払いまでの流れのご案内

ウェブサイト上のご契約者ページ(マイページ)にて、お客様のご契約内容だけでなく事故対応状況がいつでもご確認いただけます。また、事故解決までの流れや相手方・関係各所とのやり取りの詳細も確認することができます。

■コミュニケーションボード(伝言板)の活用

ご契約者ページ(マイページ)内のお客様専用に用意され たコミュニケーションボード(伝言板)で、24時間いつでも、 担当者への問合せや質問などを書込むことができるほか、 担当者からの回答を確認することができます。

また、お客様の同意が得られた場合は、事故の相手方との 交渉経緯もお知らせするなど、担当者に問合せなくても 中途経過などを確認できるようにしています。

■お知らせメールやSMSの送信

事故対応に進捗があった場合や、担当者がコミュニケー ションボードに回答した時などは、タイムリーにメールや SMSでお知らせします。

医療保険

病気やケガにより入院・手術をされた場合や、がんと診断された場合など、スピーディーかつきめ細かな対応をします。

■ウェブサイトでの保険金請求サービス

保険金請求のご連絡は、お客様のご都合にあわせて電話 もしくはウェブサイトのいずれかを選択することができ ます。ウェブサイトの場合は、24時間いつでも、スマート フォンやPCなどから手続きが可能です。

また、ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉については、 必要事項の入力と必要書類(*4)の画像のアップロード により、ウェブサイトだけで保険金請求を完結することが できます(*5)。書類送付等の時間が節約されるため、 迅速な保険金のお支払いが可能です。

- (*4)必要書類は、ウェブサイト上の簡単な設問に回答することで、お客様 ご自身でご確認いただけます。
- (*5)保障内容や治療の内容によっては、書類等の送付によるお手続き が必要になる場合があります。

■診断書省略サービス

ご契約からの経過期間やご請求内容などによって、 [診断書]に代えて[治療状況報告書]および医療機関 発行の「治療費領収書」、「診療明細書」写しをご提出 いただくことで入院保険金や手術保険金をご請求いた だけます。(*6)

■先進医療保険金の医療機関あて直接支払サービス

お客様に安心して治療に専念していただけるよう、特に 技術料が高額である陽子線治療、重粒子線治療を対象 として、お客様からのご要望により先進医療保険金を当社 から医療機関あてに直接お支払いします。(*6)

(*6) いずれも適用に一定の条件がありますので、ご請求時にご相談くだ

火災保険

万一の事故の場合には、専任担当者がお客様に寄り添い、 保険金の支払いに向けて誠実にサポートします。

■お客様のご事情に応じた対応

事故に遭った際は、自動車保険同様に年中無休、24時間 365日で事故のご連絡を受付けています。専任担当者が 状況をお伺いし、必要な保険金請求書類などをご案内し ます。

■住まいの修理会社紹介サービス

火災保険の補償の対象となる損害を受けて住まいの修理 が必要となったとき、ご希望のお客様にソニー損保の提携 修理会社をご紹介します。

海外旅行保険

海外旅行中のもしもの時には、電話やインターネットを通 じて、お客様に高品質なサービスを提供します。

■24時間365日の日本語サポート

海外旅行時の事故やトラブルには、日本語でのサポート を24時間365日提供し、世界42の国・地域からの通話 料を無料とするなど、質の高い充実したサービスを用意 しました。以下はそのサービス例です。(*7)

■現地病院の手配、通訳の手配

ケガや病気をされたときは、お客様に医療施設のご案内 や手配をします。治療の際には電話による医療通訳も手 配しますので、言葉の心配もありません。

■治療費立替不要のキャッシュレス治療の手配

キャッシュレス提携病院であれば、お客様が一時的に立替 えることなくキャッシュレスで治療を受けることができます。

(*7)上記サービスは、ジェイアイ傷害火災保険株式会社との提携により、 同社のサポートデスクである[t@bihoサポートライン]を通じて提供 します。

お客様サービス

ご契約者を対象とした各種サービス

ロードサービス

自動車保険では、お客様を24時間365日サポートする充実したロードサービスを提供しています。新規のご契約については、保険始期日前でも、お申込み手続きの後にお送りする「保険証券」または「保険契約引受のお知らせ」(それぞれに緊急連絡用携帯カードが添付されています)がお手元に届いた時点から、サービスをご利用いただけます。

■応急作業サポート

バッテリー上がりやパンクなど、お車が自力走行不能となった場合、または走行に著しく支障がある場合に、全国のサービス拠点から作業スタッフが現場に急行し、その場で応急作業を行います。

■レッカーサポート

事故や故障で自力走行不能となった場合に、最寄りの修理工場やお客様ご指定の工場等までお車をけん引します。無料でレッカーする距離は、お客様ご指定の場所までの場合は100kmまで、ソニー損保が指定する最寄りの提携修理工場「S・mile工房(スマイル工房)」までの場合は上限無しとしています。

■宿泊・帰宅費用・ペット宿泊費用サポート

外出先での事故や故障で自力走行不能となり、ご自宅や、ご契約車両を運転して到着する予定だった目的地へ当日中の移動が困難となった場合に、最寄りのビジネスホテルクラスの宿泊施設1泊の宿泊費用をお支払いします。また、お客様のご希望により、「ご自宅への帰宅費用」「目的地までの費用」「レンタカー費用」のいずれかのサポートを提供することに加え、ペットの預かり期間を延長したときの延長料金や、ペットと一緒に外出し、帰れなくなったときのペットホテル代等をお支払いします。

スマートフォン向け無料アプリ

スマートフォンからの各種サービスのご利用をより快適にすることを目的に、スマートフォン向け無料アプリを提供しています。

■ご契約者アプリ

もしもの時にソニー損保にすぐつながるツールとして、スマートフォン向け無料アプリ「ご契約者アプリ」を提供しています。知らない場所で事故・トラブルが起きても、GPSで取得された位置情報がご契約情報とともにソニー損保に送信され、すぐに事故受付担当のオペレーターと通話することができます。

ソニー損保の自動車保険のご契約者は、「ご契約者アプリ」の初期設定画面で登録番号(お車のナンバー)・氏名・電話番号の3点をご登録いただければ、万一のときに事故連絡機能をスムーズにご利用いただけます。

また、事故連絡だけでなく、「ご契約者アプリ」を通じてロードサービスも迅速に手配することができます。ロードサービス要請時にサービススタッフの接近状況を地図上で確認することができる機能も付いています。ロードサービスデスクへのお電話が不要ですので、耳や言葉の不自由なお客様でも安心してロードサービスをご利用いただけます。

ダウンロード方法やご利用方法は、ウェブサイトをご確認ください。 ・ご契約者アプリ(https://app.sonysonpo.mobi/capp030.html)

セコム事故現場かけつけサービス

自動車保険では、ソニー損保への事故連絡時にご依頼いただければ、セコムの緊急対処員が現場に急行します。セコムの緊急対処員がお困りの点・事故の状況などのヒアリングや、カメラで現場の記録を行い、最も不安を感じる事故発生直後にお客様のそばでサポートします。このサービスはお客様全員が利用でき、追加費用はかかりません。



提携修理工場ネットワーク

ソニー損保の自動車保険をご契約いただいているお客様は、万が一の際、大切なお車の修理に、ソニー損保の提携修理工場ネットワークをご利用いただけます。

■提携修理工場「S・mile工房(スマイル工房)」

スマイル工房は、全国約410ヵ所に広がるソニー損保の 提携修理工場の愛称で、ソニー損保が定めた「規模や 資格」「設備」「お客様に満足いただくためのサービス」を 中心とした細かい選定基準をクリアした、高い技術をもつ 修理工場です。

事故に遭われた際の修理先として、お客様のご希望に応じてスマイル工房を紹介します。スマイル工房をご利用いただいた際には、ご利用いただいたスマイル工房から、以下のサービスを提供します。

■無料引取サービス

お車の修理などをご依頼いただいた際、工場のスタッフがお車を自宅まで引取りに伺います。

■修理期間中の無料代車提供サービス

修理期間中、代車を提供します。

■無料納車サービス

修理などが完了したお車を、工場のスタッフが自宅まで 納車します。

■修理箇所ワンオーナー保証

事故により修理を実施した箇所について、万一不具合等が 生じた場合に、修理を実施したスマイル工房が不具合への 対応を保証します。ただし、お客様がそのお車を所有して いる期間中に限ります。



「スマイル工房」の看板

■スマイル工房以外の提携修理工場ネットワーク

■ヤナセ ザ・ボディショップネットワーク

輸入車にお乗りのお客様は、事故によるお車の修理の際、ヤナセの車両板金塗装ネットワークで、スマイル工房と同様のサービスをご利用いただけます。

■グラスピット

自動車ガラスのみの交換・破損修理には、旭硝子グループのグラスピットをご利用いただけます。部品代や工賃が通常より割引になることや、小さなヒビであれば補修(応急修理)で対応できるというメリットがあり、その結果、修理費が安くなり、保険を使わずにすむ可能性があります。ご自宅や会社駐車場など、作業スペースが確保できる場合は、ガラス交換・ガラスリペアの作業を「出張サービス」で提供することができます。

■提携修理工場の情報をウェブサイトで公開

ソニー損保の提携修理工場の情報はウェブサイトで公開しており、住所等でお客様のお住まいの近くにある修理工場を検索することができます。(*1)

(*1)ソニー損保の提携修理工場は、随時更新しています。

■テュフ ラインランド ジャパンの認証を取得した 修理工場との提携を推進

第三者検査機関のエキスパートとして世界的な実績を持つテュフ ラインランド グループの認証を取得した [TÜV BP認証工場]との提携を推進しています。

昨今の修理工場には、先進安全装置を搭載した自動車を 適切かつ確実に修理できる高度な技術に加え、環境への 配慮、法令遵守、業務の効率化、顧客満足の追求など、 幅広い領域において高い水準でのサービス品質の提供 が求められています。

こうした要請にお応えし、ご契約者に安定的に高品質な修理サービスを提供するため、「TÜV BP認証工場」との提携を進めています。また、すでにソニー損保と提携しているスマイル工房についても、テュフラインランドグループの認証の取得を推進しています。

ご契約者優待サービス

ソニー損保で自動車保険や医療保険、火災保険にご契約いただいているお客様を対象に、優待サービスを提供しています。

■ クラブオフサービス

レンタカーやカー用品、駅・空港の駐車場のほか、レジャー施設・日帰り入浴施設など、カーライフに関連するさまざまなメニューを優待価格でご利用いただけます。また、国内外の宿泊施設やグルメチケットなどの割引サービスなども提供しています。さらに、ご契約が2年目以降となるお客様は、クラブオフのVIP会員向けのメニューを年会費無料で利用することができます。(*2)

(*2)本サービスは株式会社リロクラブが提供します。

健康や医療に関するサービス

入院実費型の医療保険ZiPPi〈ジッピ〉にご契約いただいているお客様を対象に、付帯サービスを提供しています。

■セカンドオピニオンサービス

無料でセカンドオピニオンが受けられるサービスです。 電話でお客様の病状などを伺い、総合相談医との面談 を手配します。また、総合相談医が面談の結果、より高度 な専門性が必要と判断した場合は、お客様の病状等に 合わせて優秀専門臨床医を紹介します。

■医師へのWEB相談サービス

専用サイトから、匿名で医師に健康相談ができるサービスです。医師が朝9時~24時までスタンバイし、平均30分以内に回答します。また、専用サイトでは過去のQ&Aが閲覧可能なため、同じ状況や症状の人の相談内容を参考にすることもできます。



住まいに関するサービス

新ネット火災保険にご契約いただいているお客様を対象に、住まいのトラブル時に役立つ付帯サービスを提供しています。

■住まいの緊急かけつけサービス

「住まいの緊急かけつけサービス」をご用意しています。ご契約のお住まいの水まわりや鍵にトラブルが発生したときに、専門スタッフがかけつけて応急処置を行います。ご依頼は24時間365日で受付けます。



海外旅行先での病気に関する相談サービス

海外旅行保険にご契約いただいているお客様を対象に、付帯サービスを提供しています。

■24時間日本語医療相談サービス

海外旅行先での病気に関する心配事を、24時間365日、医師や看護師、保健師に電話で相談することができます(*3)。旅行先での急な発熱といった、病院に行くべきかどうかの判断が難しいときなどに、症状に合わせて的確なアドバイスを提供します。

(*3) 本サービスはティーペック株式会社が提供します。

- ☞ 各サービスのご利用にあたっては、ご契約時にお送りするサービスガイドや以下ウェブサイトをご確認ください。
- ・ロードサービス (https://www.sonysonpo.co.jp/auto/rsv/arsv000.html)
- ・提携修理工場ネットワーク (https://www.sonysonpo.co.jp/auto/solution/asol005.html)
- ・ご契約者優待サービス (https://www.sonysonpo.co.jp/auto/benefits/abnf000.html)
- ・健康や医療に関するサービス (https://www.sonysonpo.co.jp/md/m_bnf000.html)
- ・住まいの緊急かけつけサービス(https://www.sonysonpo.co.jp/share/pdf/fire/sumai_rules_20181001.pdf)
- ・ 24時間日本語医療相談サービス(https://www.sonysonpo.co.jp/share/pdf/travel/24jpmd_rules.pdf)



データ編

目 次

主要な経営指標等の推移	44	⑨使途別の貸付金残高および構成比	63
事業の概要		⑩業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合…	63
I 保険引受の状況		⑪規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合…	63
①元受正味保険料	45	⑫リスク管理債権の状況	63
②受再正味保険料	45	③債務者区分に基づいて区分された債権	64
③支払再保険料(出再正味保険料)	45	⑭有形固定資産および有形固定資産合計の残高	64
④正味収入保険料	45	⑤特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支	64
⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	46	⑥保険契約準備金	65
⑥解約返戻金	46	⑦責任準備金積立水準	65
⑦元受正味保険金	46	⑱引当金明細表	66
⑧受再正味保険金	46	⑨貸付金償却の額	66
⑨回収再保険金	47	⑩資本金等明細表	66
⑩未収再保険金の推移	47	Ⅲ 損益の明細	
⑪正味支払保険金・正味損害率	47	①有価証券売却損益および評価損	66
⑫保険引受に係る事業費・正味事業費率	47	②売買目的有価証券運用損益	66
⑬保険引受利益	48	③固定資産処分損益	66
⑭正味損害率・正味事業費率およびその合算率	48	④事業費(含む損害調査費)	67
⑤出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	48	⑤減価償却費明細表	67
⑯出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合	49	₩ 時価情報等	
①出再保険料の格付ごとの割合	49	①有価証券	67
⑱損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動	49	②金銭の信託	68
⑲期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)・・・・・	49	③デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に	
⑩事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	50	該当するものを除く)	68
②契約者配当金の額	50	④保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	68
Ⅲ 資産運用の状況		⑤先物外国為替取引	68
①資産運用方針	50	⑥有価証券関連デリバティブ取引(⑦に掲げるものを除く)	68
②運用資産の概況	50	⑦金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは	
③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)	51	有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証	
④海外投融資残高	51	券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品	
Ⅲ 単体ソルベンシー・マージン比率	52	取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同	
		項第1号の性質を有するものに係るものに限る)	
経理の状況		▼ 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書 …	68
I 財務諸表		Ⅵ その他	68
①貸借対照表	54		
②損益計算書	57	会社の概要	
③株主資本等変動計算書	58	五社の風安	
④キャッシュ・フロー計算書	60	株主・株式の状況	
⑤貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移	61	①基本事項	69
⑥1株当たり配当金等の推移	62	②株式分布状況および上位10名の株主	69
Ⅲ 資産・負債の明細		③資本金の推移および最近の新株の発行	69
①現金及び預貯金	62	取締役・監査役および執行役員一覧	70
②商品有価証券	62	会社の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
③保有有価証券	62	従業員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
④保有有価証券利回り(運用資産利回り)	62		
⑤有価証券残存期間別残高	63	セキルゆロボックボ	72
⑥業種別保有株式の額	63	損害保険用語の解説	
②貸付金の残存期間別の残高	63	開示項目一覧	/4
⑧担保別貸付金残高	63		

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

_					(里位:白万円)
年 度区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
正 味 収 入 保 険 料 (対 前 期 増 減 率)		95,549 (4.2%)	100,274	108,254	113,101
		(4.2%)	(4.9%)	(8.0%)	(4.5%)
(対 前 期 増 減 率)	3,044 (62.4%)	3,470 (14.0%)	3,070 (△11.5%)	4,863 (58.4%)	5,050 (3.8%)
経 常 収 益	93,022	96,905	102,333	110,092	115,102
(対 前 期 増 減 率)	(3.5%)	(4.2%)	(5.6%)	(7.6%)	(4.6%)
経 常 利 益	4,209	4,680	4,996	6,574	6,897
(対前期増減率)	(40.1%)	(11.2%)	(6.8%)	(31.6%)	(4.9%)
当 期 純 利 益	2,233	2,586	3,515	4,821	4,999
(対 前 期 増 減 率)	(34.2%)	(15.8%)	(35.9%)	(37.2%)	(3.7%)
正 味 損 害 率	57.6%	57.8%	57.5%	55.9%	57.3%
正 味 事 業 費 率	26.7%	27.1%	28.3%	28.5%	27.8%
利 息 及 び 配 当 金 収 入	1,268	1,313	1,327	1,324	1,372
(対前期増減率)	(4.9%)	(3.6%)	(1.0%)	(△0.2%)	(3.7%)
運用資産利回り(インカム利回り)	1.10%	1.03%	0.95%	0.85%	0.80%
資産運用利回り(実現利回り)	1.11%	1.03%	1.44%	1.15%	1.12%
有 価 証 券 残 高	111,809	127,256	137,553	145,349	157,959
貸 付 金 残 高	_	_	_	_	_
責任準備金残高	86,508	95,704	106,173	117,077	127,819
資本金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
(発行済株式の総数)	(400千株)	(400千株)	(400千株)	(400千株)	(400千株)
純 資 産 額	24,741	28,305	29,409	33,189	34,798
総資産額	157,919	172,323	186,537	204,362	219,643
積立勘定として経理された資産額	_	_	_	_	_
自 己 資 本 比 率	15.7%	16.4%	15.8%	16.2%	15.8%
配当性向	_	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
単体ソルベンシー・マージン比率	629.6%	693.5%	730.8%	782.1%	813.0%
従 業 員 数	1,119名	1,178名	1,203名	1,235名	1,303名

[※]本冊子における保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は、記載単位未満を四捨五入して表示しています。

事業の概要

Ⅱ 保険引受の状況

①元受正味保険料

(単位:百万円)

		年 度			度 2016年度					2017年度	₹	:	2018年度	:			
種	目								金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)
火								災	245	0.2	△29.6	206	0.2	△15.9	616	0.5	198.8
海								上	_	_	_	_	_	_	_	_	_
傷								害	8,767	8.9	1.0	8,679	8.1	△1.0	8,823	7.9	1.7
自				動				車	90,001	90.9	5.5	98,123	91.7	9.0	102,758	91.6	4.7
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	_	_	_	_	_	_	_	_	_
そ				の				他	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合								計	99,014	100.0	5.0	107,008	100.0	8.1	112,198	100.0	4.8
従	業	員	_	_	人	当	た	Ŋ	82		2.8	86		5.3	86		△0.6
元	受		Œ	味	1:	呆	険	料	02		2.0	86		5.5	00		△0.6

- (注)1. 元受正味保険料=元受保険料-(元受解約返戻金+元受その他返戻金)
 - 2. 従業員一人当たり元受正味保険料=元受正味保険料÷従業員数
 - 3. 当社には積立保険料はありません。

②受再正味保険料

(単位:百万円)

						度					2017年度			:	2018年度			
種	Ħ								金	額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)
火								災		0	0.0	13.1	0	0.0	△21.2	0	0.0	△5.0
海								上		△2	△0.1	△105.5	0	0.1	_	△0	△0.0	△100.0
傷								害	2	77	15.9	1.1	208	12.4	△24.9	246	14.0	18.4
自				動				車		2	0.2	0.7	2	0.2	2.5	2	0.2	4.2
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	1,4	60	84.0	5.5	1,469	87.4	0.6	1,505	85.8	2.4
そ				の				他		_	_	_	l	_	_	-	_	_
合								計	1,7	38	100.0	1.9	1,681	100.0	△3.3	1,754	100.0	4.3

(注)受再正味保険料=受再保険料-(受再解約返戻金+受再その他返戻金)

③支払再保険料(出再正味保険料)

(単位:百万円)

						度		2016年月	芰		2017年度	ŧ	:	2018年度	:		
種	Ħ								金額	構成比(%)	増減率(%)	金額	構成比(%)	増減率(%)	金額	構成比(%)	増減率(%)
火								災	220	46.2	△27.4	190	43.6	△13.8	351	41.3	84.7
海								上	-	-	_	_	_	_	_	_	_
傷								害	-	-	_	_	_	_	197	23.2	_
自				動				車	257	53.8	36.9	245	56.4	△4.6	303	35.6	23.2
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	-	- -	_	_	_	_	_	_	_
そ				の				他	-	- -	_	_	_	_	_	_	_
合								計	478	100.0	△2.9	436	100.0	△8.8	851	100.0	95.3

(注)支払再保険料=再保険料-(再保険返戻金+その他再保険収入)

④正味収入保険料

(単位:百万円)

					度		2017年度				:	2018年度						
種	Ħ								金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	頁	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)
火								災	24	0.0	△43.9	1	6	0.0	△34.4	265	0.2	1,533.0
海								上		△0.0	△105.5		0	0.0	_	△0	△0.0	△100.0
傷								害	9,044	9.0	1.0	8,88	7	8.2	△1.7	8,872	7.8	△0.2
自				動				車	89,746	89.5	5.4	97,88	0	90.4	9.1	102,458	90.6	4.7
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	1,460	1.5	5.5	1,46	9	1.4	0.6	1,505	1.3	2.4
そ				の				他	_	-	_		_	_	_	_	_	_
合								計	100,274	100.0	4.9	108,25	4	100.0	8.0	113,101	100.0	4.5

(注)正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-支払再保険料

⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

区分		年	度	2016年度	2017年度	2018年度
玉	内	契	約	100.0	100.0	100.0
海	外	契	約	_	_	_

(注)上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

⑥解約返戻金

(単位:百万円)

· •			-								(+12.0711)
種	▊					年	三 度	_	2016年度	2017年度	2018年度
火								災	22	21	21
海								上	_	_	_
傷								害	0	0	0
自				動				車	728	865	930
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	37	41	43
そ				の				他	_	_	_
合								計	789	929	996

(注)解約返戻金=元受解約返戻金+受再解約返戻金

⑦元受正味保険金

(単位:百万円)

	年 度				201	6年度	201	7年度	2018	8年度				
種	目								金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火								災	48	0.1	34	0.1	84	0.1
海								上	_	_	_	_	_	_
傷								害	2,481	5.1	2,578	5.0	2,944	5.2
自				動				車	46,500	94.8	48,808	94.9	53,638	94.7
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	_	_	_	_	_	_
そ				の				他	_	_	_	_	_	_
合								計	49,030	100.0	51,421	100.0	56,667	100.0

(注)元受正味保険金=元受保険金-元受保険金戻入

⑧受再正味保険金

(単位:百万円)

	201	6年度	201	7年度	2018	3年度	
種 目		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火	災	2	0.2	_	_	1	0.1
海	上	△7	△0.5	7	0.5	11	0.8
傷	害	134	9.4	113	7.9	104	7.1
自動	車	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自動車損害	倍 償 責 任	1,301	90.9	1,316	91.5	1,350	92.0
そ の	他	_	_	_	_	_	_
合	計	1,431	100.0	1,438	100.0	1,468	100.0

(注)受再正味保険金=受再保険金-受再保険金戻入

⑨回収再保険金 (単位:百万円)

	年 度					2016	6年度	2017	7年度	2018	8年度			
種	目								金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火								災	44	16.0	28	7.5	71	4.7
海								上	△0	△0.2	5	1.3	0	0.0
傷								害	_	_	_	_	39	2.6
自				動				車	236	84.2	344	91.2	1,415	92.7
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	_	_	_	_	_	_
そ				の				他	_	_	_	_	_	_
合								計	280	100.0	377	100.0	1,527	100.0

⁽注)回収再保険金=再保険金-再保険金割戻

⑩未収再保険金の推移

(単位:百万円)

年 度 種 目 計	2016年度	2017年度	2018年度
(A)年 度 開 始 時 の 未 収 再 保 険 金	80 (–)	44(-)	4(-)
(B) 当該年度に回収できる事由が発生した額	251 (–)	375 (–)	1,507(-)
(C) 当 該 年 度 回 収 等	287(-)	415(-)	1,206(-)
(D) 年 度 末 の 未 収 再 保 険 金 (A) + (B) - (C)	44(-)	4(-)	305(–)

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 - 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑪正味支払保険金•正味損害率

(単位:百万円)

	年 度							2016年度				2017年度				2018年度			
種	Ħ								金	額	構成比(%)	正味損害率(%)	金	額	構成比(%)	正味損害率(%)	金額	構成比(%)	正味損害率(%)
火								災		6	0.0	117.5		6	0.0	247.1	15	0.0	21.0
海								上		△6	△0.0	_		2	0.0	308.8	10	0.0	_
傷								害	2,6	515	5.2	32.0	2,6	592	5.1	33.7	3,009	5.3	37.6
自				動				車	46,2	263	92.2	59.5	48,4	164	92.3	57.4	52,223	92.3	58.6
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	1,3	301	2.6	89.1	1,3	316	2.5	89.6	1,350	2.4	89.7
そ				の				他		_	_	_		_	_	_	_	_	_
合								計	50,1	181	100.0	57.5	52,4	182	100.0	55.9	56,608	100.0	57.3

- (注)1. 正味支払保険金=元受正味保険金+受再正味保険金-回収再保険金
 - 2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

⑫保険引受に係る事業費・正味事業費率

(単位:百万円)

区	 分						年	度	_	2016年度	2017	年度	2018年度
保	険	引	受	に(係	る	事	業	費	28,352	30,8	03	31,411
			保険引	受に係	系る営	業費	及びー	-般管	理費	26,706	29,0	32	29,687
			諸手	数	料	及	び身	金	費	1,646	1,7	71	1,724
正	[味	事		業		費		率	28.3%	28.	5%	27.8%

(注)正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

③**保険引受利益** (単位:百万円)

区:	······分			年度	Ę	2016年度	2017年度	2018年度
保	険	引	受	収	益	100,330	108,316	113,174
保	険	引	受	費	用	70,553	74,419	78,435
営	業費	及び	一 般	管 理	費	26,706	29,032	29,687
そ	の	他	1	収	支	△0	△1	△1
保	険	引	受	利	益	3,070	4,863	5,050

- (注)1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における「営業費及び一般管理費」のうち、保険引受に係る金額です。
 - 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

[保険種目別保険引受利益]

(単位:百万円)

種目	 I				年	E 度	_	2016年度	2017年度	2018年度
火							災	△326	△314	△1,075
海							上	31	9	△7
傷							害	△1,013	△1,595	△2,717
自			動				車	4,378	6,764	8,852
自重	動車	損	害	賠	償	責	任	_	_	_
そ			の				他	_	_	_
合							計	3,070	4,863	5,050

(4)正味損害率・正味事業費率およびその合算率

(単位:%)

•••	T -41/17			~IV -3	~~-	T-05	J-1 C	C 0,	U#T								(+ \(\pi \cdot \(\pi\))	
						年	度			2016年度	Ę		2017年度	Ę	2018年度			
種	B								正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	
火								災	117.5	1,232.7	1,350.2	247.1	1,785.3	2,032.3	21.0	346.7	367.7	
海								上	_	_	_	308.8	267.4	576.2	_	-	_	
傷								害	32.0	28.6	60.7	33.7	33.8	67.5	37.6	34.8	72.4	
自				動				車	59.5	28.4	87.9	57.4	28.1	85.5	58.6	26.7	85.4	
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	89.1	_	89.1	89.6	_	89.6	89.7	-	89.7	
そ				の				他	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
合								計	57.5	28.3	85.8	55.9	28.5	84.4	57.3	27.8	85.1	

(注)合算率=正味損害率+正味事業費率

⑤出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率

(単位:%)

		_	年 度	2016年度				2017年度		2018年度			
種	目			発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	
火			災	52.5	446.6	499.0	78.2	282.3	360.5	376.4	3,603.8	3,980.3	
海			上	△279.2	39.7	△239.5	△1,048.2	262.4	△785.8	_	_	_	
傷			害	60.9	53.9	114.9	63.8	63.8	127.6	69.1	64.4	133.5	
	(医		療)	(1,726.2)	/		(126.1)		/	(76.4)	/	1 /	
	(が		ん)	(61.2)			(63.9)			(70.6)			
	(介		護)	(-)			(-)			(-)			
	(そ	の	他)	(46.8)			(48.7)			(51.7)			
自		動	車	62.4	29.2	91.6	60.6	28.9	89.6	62.0	27.1	89.1	
そ		の	他	_	_	_	_	-	_	_	_	_	
合			計	62.3	30.9	93.2	60.8	30.9	91.7	62.4	29.7	92.2	

- (注)1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 - 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 - 3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 - 4. 合算率=発生損害率+事業費率
 - 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 - 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

⑯出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
2017年度	4(-)	92.1 (–)
2018年度	7(-)	91.7(-)

- (注)1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
 - 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑪出再保険料の格付ごとの割合

(単位:%)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2017年度	100.0(-)	-(-)	-(-)	100.0(-)
2018年度	61.5(-)	-(-)	38.5(-)	100.0(-)

(注)1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。 格付区分は、以下の方法により区分しています。

〈格付区分の方法〉

- S&P社およびAMBest社の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は低い方の格付を使用しています。 (Aーは、「A以上」に区分しています。) これら2社の格付がない場合は、ムーディーズ社の格付を使用しています。(A3は、「A以上」に区分しています。)
- 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑱損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動すると仮定します	車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇 す。
計算方法	○増加する発生 けるそれぞれで ○増加する異常	損害額=既経過保険料×1% 損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故にお の割合により按分しています。 危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額—決算時取崩額 少額=増加する発生損害額−増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	2017年度	995百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 – 百万円
在市小田 (7)成 (2) 部	2018年度	709百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 345百万円

⑨期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2014年度	32,869	14,101	18,619	148
2015年度	36,005	15,749	20,396	△139
2016年度	38,004	15,972	19,581	2,450
2017年度	38,805	16,593	20,206	2,005
2018年度	39,930	16,193	19,978	3,758

- (注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 - 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 - 3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

20事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

[自動車保険] (単位:百万円)

_	事故発生年度			2	2014	4年月		2	2015年	度	2	2016年	度	2	2017年月	度	2018年度		
•	事故:	光 生牛店	夏	金額	比	率	変 動	金額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動	金 額	比 率	変 動	金額	比 率	変 動
累計	事故	発生年	度末	45,821				46,374			49,703			51,918			58,624		
累計保険金+支払備金	1	年	後	46,268	1.0	10	446	44,408	0.958	△1,965	48,152	0.969	△1,551	49,707	0.957	△2,210			
金土	2	年	後	45,647	0.9	87	△621	44,216	0.996	△191	47,549	0.987	△602						
払	3	年	後	45,319	0.9	93	△327	43,930	0.994	△286									
備金	4	年	後	44,940	0.9	92	△379												
最	終損	害見積り	り額		44,	940			43,930			47,549			49,707			58,624	
累	計	保 険	金		43,	025			41,639)		42,736			41,826			37,990	
支	払 備 金 1,915			2,290			4,812				7,880	1	20,634						

[傷害保険] (単位:百万円)

=	事故発生年度		201	4年度	₹	2	015年原	₹	2	016年原	₹	2	.017年月	度	2018年度				
=	事似り	モ土干!	支	金	頁比	率	変動	金額	比 率	変 動	金額	比 率	変 動	金額	比率	変動	金額	比率	変 動
累計	事故	発生年	度末	2,14	1			2,328			2,530			2,596			2,939		
累計保険金+	1	年	後	2,10	7 0.9	983	△37	2,301	0.988	△26	2,524	0.998	△5	2,600	1.002	3			
金	2	年	後	2,113	3 1.0	003	6	2,310	1.004	8	2,523	0.999	△1						
支払備金	3	年	後	2,119	9 1.0	003	5	2,310	1.000	△0									
佣金	4	年	後	2,12	2 1.0	001	2												
最	終損	害見積	り額	, , , , , ,				2,310			2,523			2,600				2,939	
累	計					2,306				2,518			2,578			2,415			
支	払	備 金 2				4			4			22			524				

[賠償保険] (単位:百万円)

	事故発生年度		#	2014年度						2015年度					2	2016	5年/	隻			2	201	7年	度			2	018	年度	₹			
-			歧	金	額	比	率	変	動	金	額	比	率	変	動	金	額	比	率	変	動	金	額	比	率	変	動	金	額	比	率	変	動
累計	事故	発生年	度末		_		_		_	-			_		_	-	-		_		_	_	-				_	_	-				_
保険	1	年	後		_	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		_	-	-		_		_						
累計保険金+支払備金	2	年	後		_	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		_												
五	3	年	後		_	-	-	-	-	-	-	-	-		_																		
備金	4	年	後		_	-	-	-	-																								
最	終損	害見積	り額			-	-					-	-					-	-					-	-					-	-		
累	計	保険	金			-	-					-	-					-	-					-	-					-	-		
支	払	備	金			-	_					_	_					-	_					-	_					_	-		

- (注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 - 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
 - 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

②契約者配当金の額 該当ありません。

Ⅲ 資産運用の状況

①資産運用方針

市場環境や資産運用リスク、現状の金利水準および将来の金利変動等を勘案したうえで、中長期的に安定的な運用収益を確保することを目標としています。運用は円貨建債券を基本とし、投資時期の分散や再投資時期を視野に入れた運用等により、安定的な運用収益を確保するようポートフォリオを構築しています。

②運用資産の概況 (単位:百万円)

· · · · · ·									(
		年 度		2016	年度末	2017	年度末	2018:	年度末
区分	•			金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預		貯	金	8,951	4.8	23,778	11.6	20,043	9.1
\neg	ー ル		ン	_	_	_	_	_	_
買	現	先 勘	定	_	_	_	_	_	_
債 券	貸借取	引支払保証	金	_	_	_	_	_	_
買	入 金	銭 債	権	_	_	_	_	_	_
商	品有	価 証	券	_	_	_	_	_	_
金	銭	の信	託	_	_	_	_	_	_
金有貸	価	証	券	137,553	73.7	145,349	71.1	157,959	71.9
貸		付	金	_	_	_	_	_	_
土	地	· 建	物	188	0.1	177	0.1	169	0.1
<u>土</u> 運		資 産	計	146,693	78.6	169,305	82.8	178,172	81.1
総		資	産	186,537	100.0	204,362	100.0	219,643	100.0

③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

			_			年	度		201	6年度	2017	7年度	2018	3年度
区分									金額	利回り(%)	金額	利回り(%)	金額	利回り(%)
預			貯					金	0	0.00	0	0.00	0	0.00
\supset	_	ル				_		ン	_	_	_	_	_	_
買	現		先		甚	j)		定	_	_	_	_	_	_
債 券	貸借	取	引	支	払	保	証	金	_	_	_	_	_	_
買	入	金		銭		債		権	_	_	_	_	_	_
商	品	有		価		証		券	_	_	_	_	_	_
金	銭		の		信			託	_	_	_	_	_	_
有	個	6			証			券	1,327	1.01	1,323	0.94	1,372	0.89
貸			付					金	_	_	_	_	_	_
土	地		•		廹	È		物	_	_	_	_	_	_
小								計	1,327	0.95	1,324	0.85	1,372	0.80
そ			の					他	0		0		0	
合								計	1,327		1,324		1,372	
資 産	運用利		Ŋ	(実	現	利	回り)		1.44		1.15		1.12
(参	考)	時	価	総	合	利		Ŋ		0.32		1.77		0.33

- (注)1.収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。
 - 2. 平均運用額は原則として各月末残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しています。
 - 3. 利回りの計算方法
 - (1)運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=利息及び配当金収入
- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高
- (2)資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高
- (3) 時価総合利回り(参考開示)

時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額*-前期末評価差額*)
- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*
- *税効果控除前の金額による。

④海外投融資残高

(単位:百万円)

				年 度		2016	年度末	2017	年度末	2018年度末		
区	分					金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
	外	玉	公	社	債	_	_	_	_	_	_	
外 貨	外	围	株	式	_	_	_	_	_	_		
建	そ		の		他	_	_	_	_	_	_	
			計			_	_	_	_	_	_	
	非	居 住	ā	者 貸	付	_	_	_	_	_	_	
円貨	外	玉	公	社	債	197	100.0	197	100.0	198	100.0	
建	そ		の		他	_	_	_	_	_	_	
			計			197	100.0	197	100.0	198	100.0	
合					計	197	100.0	197	100.0	198	100.0	
海外投	運 (用 資 イ ン カ	産 ム	利 回 利 回 り	<i>(</i>)	2.8	32%	2.6	58%	2.8	2%	
海外投融資利回り	資 (産 運 実 現	用 利	利 回 り))	2.8	32%	2.6	58%	2.8	2%	
り	(💈	参 考) 時	価総	合利 🛭] り	2.8	32%	2.6	88%	2.8	2%	

⁽注)「海外投融資利回り」は、海外投融資に係る資産について、「③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)」の「(注)3.利回りの計算方法」と同様の方法により算出したものです。

Ⅲ 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

年度	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末
区分	2014年皮术	2015年及水	2010年及水	2017年及水	2010年皮术
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	36,650	42,701	46,724	54,244	60,010
資本金または基金等	23,389	24,682	26,439	28,849	31,349
価格変動準備金	124	149	177	206	238
危 険 準 備 金	82	91	101	109	122
異常危険準備金	11,344	14,363	17,542	20,970	24,636
一般貸倒引当金	_	_	_	_	_
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	1,709	2,910	1,514	2,409	1,186
土 地 の 含 み 損 益	_	_	_	_	_
払 戻 積 立 金 超 過 額	_	_	_	_	_
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	_	_	_	_	_
払 戻 積 立 金 超 過 額 及 び 負 債 性 資 本 調 達 手 段 等 の う ち、マー ジン に 算 入 さ れ な い 額	_	_	_	_	_
控 除 項 目	_	_	_	_	_
そ の 他	_	502	948	1,698	2,476
(B) 単体リスクの合計額 √(R ₁ +R ₂) ² +(R ₃ +R ₄) ² +R ₅ +R ₆	11,641	12,313	12,786	13,871	14,760
一 般 保 険 リ ス ク (R1)	10,465	10,906	11,370	12,395	13,181
第三分野保険の保険リスク (R2)	_	_	_	_	0
予定利率リスク (R ₃)	86	96	105	114	123
資産運用リスク (R4)	1,101	1,416	1,431	1,712	1,861
経 営 管 理 リ ス ク (R 5)	371	269	278	305	325
巨大災害リスク (R6)	737	1,033	1,033	1,036	1,105
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	629.6%	693.5%	730.8%	782.1%	813.0%

⁽注)上表の金額および数値は、それぞれの年度末において適用される保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。したがって、年度間の数値の単純な比較はできません。

なお、2014年度末以前の比率は、平成28年内閣府令第16号及び平成28年金融庁告示第10号の改正内容を反映する前の規定に基づいて算出されており、「(A)単体ソルベンシー・マージン総額」の「その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)」は、その他有価証券評価差額金(税効果控除前)の金額を記載しております。

●単体ソルベンシー・マージンの内訳

1. 資本金または基金等

貸借対照表の純資産の部の合計額から「株主配当等の剰余金の処分として社外へ流出する予定の金額」、「繰延資産」および「評価・換算差額等」を控除した金額です。

2. 価格変動準備金

貸借対照表の価格変動準備金です。

3. 危険準備金

貸借対照表の責任準備金の一部である「危険準備金」 です。

4. 異常危険準備金

貸借対照表の責任準備金の一部である「異常危険準備金」および「家計地震保険に係る危険準備金」の金額を合計したものです。

5. 一般貸倒引当金

貸借対照表の貸倒引当金の一部である「一般貸倒引当金」です。当社は該当ありません。

6. その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)

その他有価証券(「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式および関連会社株式」以外の有価証券)に係る評価差額金およびその評価差額金に対応する繰延ヘッジ損益の金額です。

7. 土地の含み損益

土地および借地権等の時価とそれらの簿価(貸借対照表計上額)の差額です。当社は該当ありません。

8. 払戻積立金超過額

貸借対照表の責任準備金の一部である「払戻積立金」 の超過積立額です。当社は該当ありません。

9. 負債性資本調達手段等

劣後ローンの借入や劣後債券の発行等により調達した 金額のうち一定条件を満たすものです。当社は該当 ありません。

10. 払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等の うちマージンに算入されない額

上記8.9.の合計額が法令等に定める方法により計算された基準額を超過する場合、その超過した額を単体ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。 当社は該当ありません。

11. 控除項目

他の保険会社または金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合、それが保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する場合、単体ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。当社は該当ありません。

12. その他

貸借対照表の純資産の部のその他利益剰余金に係る 税効果相当額等です。

【単体ソルベンシー・マージン比率とは】

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立 保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積立てていま すが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の 大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した 場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」(単体リスクの合計額:表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額:表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(表の(C))です。

単体ソルベンシー・マージン比率(%)=

資本金・準備金等の支払余力 通常の予測を超える危険 × 1/2

- ●「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の 総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険

(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク) 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより 発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)

- ②予定利率上の危険(予定利率リスク) 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを 下回ることにより発生し得る危険
- ③資産運用上の危険(資産運用リスク) 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超 えて変動することにより発生し得る危険等
- ④経営管理上の危険(経営管理リスク) 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で 上記①~③および⑤以外のもの
- ⑤巨大災害に係る危険(巨大災害リスク) 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台 風相当)により発生し得る危険
- ●「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払 余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険 会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格 変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等 の総額です。
- ●単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について当社の会計監査人である「PwCあらた有限責任監査法人」の監査を受けています。

I 財務諸表

①貸借対照表

<資産の部> (単位:百万円)

く見ば	産の部	>									(単位:百万円)
					年	度			2018年度(2019		比較増減
科	▤						金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	DUTA-1011%
(資	産の部)										
現	金	及	Q,	預	貯	金	23,778	11.64	20,043	9.13	△3,735
	現					金	0		0		
	預		魠	Ì		金	23,778		20,043		
有		価		証		券	145,349	71.12	157,959	71.92	12,610
	玉					債	82,422		76,390		
	地		7	5		債	34,954		50,504		
	社					債	24,750		29,268		
	株					式	3,023		1,599		
	外	Ξ	3	訂	E	券	197		198		
有	形	固		定	資	産	2,407	1.18	1,689	0.77	△717
	建					物	177		169		
	建	設	仍	፱	勘	定	_		63		
	その	他 σ)有	形固	定	資 産	2,229		1,456		
無	形	固		定	資	産	6,196	3.03	10,012	4.56	3,816
	ソ	フ	٢	ウ	ェ	ア	5,008		6,646		
	ソフ	7 h	ウェ	ア	仮	勘定	1,178		3,356		
	その	他 の	無	形固	定	資 産	9		9		
そ	σ.)	他		資	産	17,149	8.39	18,609	8.47	1,460
	未	収	俘	₹	険	料	1,238		1,234		
	再	仔	₹	阿	È	貸	4		290		
	外	玉	再	保	険	貸	0		15		
	未		ЦŢ	Z		金	10,432		11,115		
	未	43	Z	Щ	7	益	149		161		
	預		F	ŧ		金	493		530		
	仮		払	4		金	4,831		5,260		
繰	延	税		金	資	産	9,480	4.64	11,328	5.16	1,847
資	産	の	i	部	合	計	204,362	100.00	219,643	100.00	15,280

<負債及び純資産の部>	(単位:百万円
<貝債及び純貧産の部>	(単位:百)

年 度				隻	2017年度(2018	3年3月31日現在〕	2018年度(2019	9年3月31日現在〕	比較増減		
科	▤						金額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	LU+X1□/IQ
(負	債の部)									
保	険	契	約	準	備	金	156,612	76.63	168,494	76.71	11,881
	支	扎	Ц	備		金	39,535		40,674		
	責	任	準		備	金	117,077		127,819		
そ	0	D	他	賃	į	債	11,553	5.65	13,018	5.93	1,464
	再	1	呆	険		借	55		235		
	外	玉	再	保	険	借	10		5		
	未	払	法	人	税	等	2,363		1,938		
	預		Ŋ			金	66		73		
	未		払			金	3,761		5,099		
	仮		受			金	5,295		5,666		
退	職	給	付	引	当	金	1,667	0.82	1,857	0.85	189
賞	<u> </u>	₹	引	놸	á	金	1,132	0.55	1,236	0.56	103
特	別	法	L の	準	備	金	206	0.10	238	0.11	31
	価	格 3	变 動	準	備	金	206		238		
負	債	の	音	ß	合	計	171,173	83.76	184,844	84.16	13,671
(純	資産の	部)									
資			本			金	20,000	9.79	20,000	9.11	-
資	z	*	剰	f	÷	金	3,389	1.66	3,389	1.54	-
	資	本	準		備	金	3,389		3,389		
利	益	益	剰	f	÷	金	7,872	3.85	10,460	4.76	2,587
	利	益	準		備	金	610		1,092		
	そ (の他	利:	益 乗	1 余	金	7,261		9,367		
		繰 越	利	益乗	割 余	金	7,261		9,367		
株	主	資	4	Z	合	計	31,261	15.30	33,849	15.41	2,587
そ	の他:	有価	証券	評価	差額	頁 金	1,927	0.94	949	0.43	△978
評	価·				等合		1,927	0.94	949	0.43	△978
純	資	産	の	部	合	計	33,189	16.24	34,798	15.84	1,609
負	債 及	び純	. 資 盾	重 の	部台	計	204,362	100.00	219,643	100.00	15,280

【貸借対照表の注記(2018年度)】

- 1.有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりです。
- (1)満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっています。
- (2) その他有価証券の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定 は移動平均法に基づいています。

- 2.有形固定資産の減価償却の方法は定額法によっています。
- 3.無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっています。なお、自社利用の ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(概ね5年)に基づく定額 法により償却しています。
- 4.外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理 基準に準拠して行っています。
- 5.退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における 退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認め られる額を計上しています。
- (1)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの 期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(2)数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

- 6.賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。 7.価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法
- 第115条の規定に基づき計上しています。 8.消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 9.金融商品に関する事項は次のとおりです。
- (1)金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、保険業法に基づく損害保険事業を行っています。金融資産については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・外国公社債を中心とした投資資産を保有しています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として有価証券と未収金です。これらは金利・株価等の変動により価値が変動して損失を被る市場リスク、信用供与先の財務状況等の悪化により資産の価値が減少または消失し、損失を被る信用リスクに晒されています。有価証券は主に日本国債、地方債であり、その他にも事業債、円貨建て外国債券および政策投資として取得した株式を保有しています。

未収金は保険料の収納代行先に対する債権です。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - a.信用リスクの管理

当社は、有価証券の信用リスクについては、資産運用リスクに 関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の 把握を業務執行部門が随時行うとともに、リスク管理部門が 別途定期的に実施し、その状況を四半期毎に取締役会および 経営会議に報告しています。

未収金に関する収納代行先の信用リスクに関しては、取引先 管理に関する規程に沿って低減を図っています。

- b.市場リスクの管理
 - (a)金利リスクの管理

当社は、取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めています。これに基づき、業務執行部門が随時リスク管理を行うとともに、リスク管理部門が別途モニタリングを実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、政策投資として取得した株式については、資産 運用リスクに関する諸規程に従い、リスク管理部門が市場 環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を 四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。 c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

41.181百万円

	貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預貯金 ② 有価証券	20,043	20,043	_
満期保有目的の債券 その他有価証券	80,119 77,840	101,779 77,840	21,660 —
③ 未収金	11,115	11,115	_
資産計	189,118	210,779	21,660

- (注)金融商品の時価の算定方法
 - ①現金及び預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって います。

②有価証券

時価は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していること から、当該帳簿価額によっています。

- 10.有形固定資産の減価償却累計額は5,166百万円です。
- 11.関係会社に対する金銭債権総額は8百万円、金銭債務総額は58百万円 です。
- 12.繰延税金資産の総額は11,697百万円、繰延税金負債の総額は369百万円です。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金7,045百万円、 支払備金1,764百万円です。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)

13.(1)支払備金の内訳は次のとおりです。

	,
同上にかかる出再支払備金	969百万円
差引(イ)	40,212百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	462百万円
計(イ+口)	40,674百万円
(2)責任準備金の内訳は次のとおりです。	
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	102,167百万円
同上にかかる出再責任準備金	1,586百万円
差引(イ)	100,580百万円
その他の責任準備金(ロ)	27,238百万円
	127,819百万円

14.1株当たりの純資産額は、86,997円41銭です。

算定上の基礎である純資産額は34,798百万円であり、期末発行済株式数は400千株です。

15.退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1)退職給付債務およびその内訳

△1,960百万円
102百万円
△1,857百万円

(2)退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法 給付算定式基準 割引率 0.3% 数理計算トの差異の処理年数 10年

16.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (単位:百万円)

少摂並引昇音	(単位:白万円)		
年 度科 目	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	比較増減
経 常 収 益	110,092	115,102	5,009
保険 引 受 収 益	108,316	113,174	4,857
正味収入保険業	108,254	113,101	
積立保険料等運用	62	72	
資 産 運 用 収 益	1,731	1,857	125
利 息 及 び 配 当 金 収 2	1,324	1,372	
有 価 証 券 売 却 வ	\$ 470	557	
積立保険料等運用益振	△62	△72	
その他経常収益	± 43	70	26
経 常 費 月	103,517	108,204	4,686
保 険 引 受 費 月	74,419	78,435	4,015
正味支払保険	2 52,482	56,608	
損害調査	8,067	8,220	
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,771	1,724	
支 払 備 金 繰 入 8	1,194	1,139	
責 任 準 備 金 繰 入 客	10,903	10,741	
資 産 運 用 費 月	-	0	0
有 価 証 券 売 却 拍	_	0	
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	29,096	29,766	670
その他経常費月	2	2	0
その他の経常費月	2	2	
経 常 利 益	6,574	6,897	323
特別 利益	<u> </u>	_	-
特 別 損 タ	₹ 35	39	4
固定資産処分割	5	7	
特別法上の準備金繰入額	29	31	
価格変動準備 	2 9	31	
税 引 前 当 期 純 利 益	6,539	6,858	319
法 人 税 及 び 住 民 和	₹ 3,497	3,325	△172
法 人 税 等 調 整 8	△1,780	△1,466	313
法 人 税 等 合 🖥	1,717	1,858	140
当期純利 盆	4,821	4,999	178

【損益計算書の注記(2018年度)】

- 1. 関係会社との取引による費用総額は625百万円、収益総額は1百万円です。
- 2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料113,953百万円支払再保険料851百万円差引113,101百万円

(2)正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金58,135百万円回収再保険金1,527百万円差引56,608百万円

(3)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費1,860百万円出再保険手数料136百万円差引1,724百万円

- (4)支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。 支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く) 1,224百万円 同上にかかる出再支払備金繰入額 75百万円 差引(イ) 1,148百万円 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ) △8百万円 計(イ+ロ) 1,139百万円
- (5)責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。 普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前) 6,852百万円 同上にかかる出再責任準備金繰入額 24百万円 差引(イ) 6,828百万円 その他の責任準備金繰入額(ロ) 3,913百万円 計(イ+ロ) 10,741百万円
- (6)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息0百万円有価証券利息・配当金1,372百万円その他利息・配当金0百万円計1,372百万円

- 3.1株当たりの当期純利益金額は、12,499円90銭です。
 - 算定上の基礎である当期純利益は4,999百万円であり、その全額が 普通株式に係るものです。
 - また、普通株式の期中平均株式数は400千株です。
- 4. 損害調査費ならびに営業費及び一般管理費として計上した退職 給付費用の内訳は次のとおりです。

勤務費用	232百万円
利息費用	5百万円
数理計算上の差異の費用処理額	17百万円
退職給付費用	255百万円
確定拠出年金への掛金拠出額	193百万円
計	449百万円

- 5. 当事業年度における法定実効税率は28.0%、税効果会計適用後の 法人税等の負担率は27.1%です。
- 6. 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりです。 兄弟会社等

属性	会社等 の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	株式会社 フロン テッジ	なし	業務委託	メディア・ プランニング 業務等の委託	6,831	未払金	1,085
親会社の	ソニー ペイメント サービス 株式会社	なし	業務委託	収納代行業務の 委託に伴う 保険料の収納	-	未収金	7,747
子会社		74.0	未勿女記	収納代行業務の 委託手数料	1,292	未払金	3

- (注)1.取引金額、期末残高には消費税等が含まれています。
 - 2. 取引条件および取引条件の決定方針等 取引条件につきましては、一般の取引条件を参考として決定 しています。
- 7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

③株主資本等変動計算書

[2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)]

(単位:百万円)

						(-	- 17 · 17 / 17		
	株主資本								
		資本類	割余金	;	利益剰余金	ž			
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計		
当期首残高	20,000	3,389	3,389	258	4,549	4,808	28,197		
当期変動額									
剰余金の配当	_	_	_	351	△2,109	△1,758	△1,758		
当期純利益	_	_	_	_	4,821	4,821	4,821		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	_	_	_	_	_	_	_		
当期変動額合計	_	_	_	351	2,712	3,063	3,063		
当期末残高	20,000	3,389	3,389	610	7,261	7,872	31,261		

	評価・換算	算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価•換算差額等合計	代見注口司
当期首残高	1,211	1,211	29,409
当期変動額			
剰余金の配当	_	_	△1,758
当期純利益	_	_	4,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	715	715	715
当期変動額合計	715	715	3,779
当期末残高	1,927	1,927	33,189

(単位:百万円)

[2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)]

		株主資本							
		資本乗	割余金	;	利益剰余金				
	資本金	~`##A	資本剰余金	711347# /# ^	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	20,000	3,389	3,389	610	7,261	7,872	31,261		
当期変動額									
剰余金の配当	-	_	_	482	△2,894	△2,412	△2,412		
当期純利益	-	_	_	_	4,999	4,999	4,999		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	_	_	_	_	_	_		
当期変動額合計	_	_	_	482	2,105	2,587	2,587		
当期末残高	20,000	3,389	3,389	1,092	9,367	10,460	33,849		

	評価・換り	純資産合計	
	その他有価証券評価差額金	評価•換算差額等合計	代見注口司
当期首残高	1,927	1,927	33,189
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△2,412
当期純利益	-	-	4,999
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△978	△978	△978
当期変動額合計	△978	△978	1,609
当期末残高	949	949	34,798

【株主資本等変動計算書の注記(2018年度)】

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は、次のとおりです。

					当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発	行 普	済 通	株 株	式 式	400	_	_	400

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月10日 取締役会	普通株式	2,412	6,030	2018年3月31日	2018年6月21日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	2,500	利益剰余金	6,250	2019年3月31日	2019年6月20日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

④キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

年 度 科 目	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	2018年度 〔2018年4月1日から2019年3月31日まで〕	比較増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	(2017 #4731 10.00 2010 #37531 10.00 2010	(20104471111792013437511118 €)	
税 引 前 当 期 純 利 益	6,539	6,858	319
減 価 償 却 費	3,927	2,457	△1,469
支払備金の増減額(△は減少)	1,194	1,139	△54
責任準備金の増減額(△は減少)	10,903	10,741	△161
退職給付引当金の増減額(△は減少)	227	189	△37
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△36	-	∆37 36
賞 与 引 当 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)	△30 50	103	53
価格変動準備金の増減額(△は減少)	29	31	2
	△1,324	△1,372	△48
有価証券関係損益(△は益)	△470	△557	△87
有形固定資産関係損益(△は益)	5	4	△1
無形固定資産関係損益(△は益)	4.007	2	2
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	4,987	△1,468	△6,456
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少) -	956	1,550	593
小計	26,990	19,681	△7,309
利 息 及 び 配 当 金 の 受 取 額	1,654	1,750	95
法 人 税 等 の 支 払 額	△2,909	△3,757	△847
営 業 活 動 に よ る キャッシュ・フ ロ ー	25,735	17,674	△8,060
投 資 活 動 に よ る キャッ シュ・フ ロー			
有価証券の取得による支出	△33,558	△43,286	△9,728
有価証券の売却・償還による収入	26,875	29,505	2,630
資 産 運 用 活 動 計	△6,682	△13,780	△7,097
(営業活動及び資産運用活動計)	(19,052)	(3,894)	(△15,158)
有形固定資産の取得による支出	△148	△326	△178
そ の 他	△2,318	△4,890	△2,571
投 資 活 動 に よ る キャッシュ・フロー	△9,150	△18,998	△9,847
財 務 活 動 に よ る キャッシュ・フロー			
配 当 金 の 支 払 額	△1,758	△2,412	△654
財 務 活 動 に よ る キャッシュ・フ ロ ー	△1,758	△2,412	△654
現 金 及 び 現 金 同 等 物 に 係 る 換 算 差 額	_	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	14,827	△3,735	△18,562
現 金 及 び 現 金 同 等 物 期 首 残 高	8,951	23,778	14,827
現 金 及 び 現 金 同 等 物 期 末 残 高	23,778	20,043	△3,735

【キャッシュ・フロー計算書の注記(2018年度)】

- 1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 - キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。
- 2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2019年3月31日現在)

現金及び預貯金20,043百万円現金及び現金同等物20,043百万円

- 3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業にかかる資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。
- 4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

⑤貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移

[貸借対照表(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科	 			年	度	2016年度末	2017年度末	2018年度末
	現	金 及	Q,	預	貯 金		23,778	20,043
資	有	価		証	勞		145,349	157,959
産	有	形 固	定		資 産		2,407	1,689
の	無	形 固	定	፤ :	資 産		6,196	10,012
部	そ	の	他	資			17,149	18,609
ПР	繰	延 稅		<u> </u>	資 産	7,978	9,480	11,328
	資	産の			合 턹		204,362	219,643
	保	険 契	約	準	備 金		156,612	168,494
	そ	の	他	負			11,553	13,018
負	退	職給	付	引	当 金		1,667	1,857
	役	員 退 職		労 引			_	_
債	賞	与	引	当			1,132	1,236
及	価	格変	動	準	備金	177	206	238
び	負	債の		ß ·	合 턹		171,173	184,844
純	資		本		金		20,000	20,000
資	資	本	剰	余		3,389	3,389	3,389
産	利	益	剰	余		4,808	7,872	10,460
の	株	主			合 計		31,261	33,849
部	_				差額金	,	1,927	949
יום	評		差	額等			1,927	949
	純	資 産	の	部	合 討	-	33,189	34,798
	負	債及び純	資産	きの :	部合計	186,537	204,362	219,643

[損益計算書(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

	(半位,日月月)		
年 度 科 目	2016年度	2017年度	2018年度
経 常 収 益	102,333	110,092	115,102
保 険 引 受 収 益	100,330	108,316	113,174
(うち正味収入保険料)	100,274	108,254	113,101
資 産 運 用 収 益	1,957	1,731	1,857
(うち利息及び配当金収入)	1,327	1,324	1,372
(うち有価証券売却益)	685	470	557
その他経常収益	45	43	70
経 常 費 用	97,336	103,517	108,204
保 険 引 受 費 用	70,553	74,419	78,435
(うち正味支払保険金)	50,181	52,482	56,608
(うち損害調査費)	7,458	8,067	8,220
(うち諸手数料及び集金費)	1,646	1,771	1,724
資 産 運 用 費 用	0	_	0
(うち有価証券売却損)	0	_	0
営業費及び一般管理費	26,763	29,096	29,766
その他経常費用	19	2	2
経 常 利 益 特 別 利 益	4,996	6,574	6,897
特別 利 益	_	_	_
特 別 損 失 税 引 前 当 期 純 利 益	47	35	39
税 引 前 当 期 純 利 益	4,949	6,539	6,858
法人税及び住民税	2,669	3,497	3,325
法 人 税 等 調 整 額	△1,235	△1,780	△1,466
法 人 税 等 合 計	1,434	1,717	1,858
当期 純 利 益	3,515	4,821	4,999

⑥1株当たり配当金等の推移

年 度区 分	2016年度末	2017年度末	2018年度末
1 株 当 た り 配 当 額	4,395円00銭	6,030円00銭	6,250円00銭
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	8,788円78銭	12,054円60銭	12,499円90銭
配当性向	50.0%	50.0%	50.0%
従業員一人当たり総資産	155百万円	165百万円	168百万円

Ⅲ 資産・負債の明細

①現金及び預貯金

(単位:百万円)

区分		年	度	2016年度末	2018年度末			
現			金	0	0	0		
預	貯			8,951	23,778	20,043		
郵便	振 替・	郵 便	貯 金	5	8	4		
当	座	預	金	_	_	_		
普	通	預		8,445	23,269	19,539		
通	知預		金	_	_	_		
定	期預		金	500	500	500		
合					計	8,951	23,778	20,043

②商品有価証券 該当ありません。

③保有有価証券

(単位:百万円)

	年 度				2016	年度末	2017	年度末	2018年度末		
区	分				金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
玉				債	84,455	61.4	82,422	56.7	76,390	48.4	
地		7	方	債	29,308	21.3	34,954	24.0	50,504	32.0	
社				債	21,544	15.7	24,750	17.0	29,268	18.5	
株				式	2,046	1.5	3,023	2.1	1,599	1.0	
外		玉	証	券	197	0.1	197	0.1	198	0.1	
そ	の	他	の	証 券	_	_	_	_	_	_	
合				計	137,553	100.0	145,349	100.0	157,959	100.0	

④保有有価証券利回り(運用資産利回り)

(単位:%)

O PIN												
☒	分			年 度	2016年度	2017年度	2018年度					
公			社	債	1.01	0.93	0.89					
株				定	1.08	0.96	1.00					
外		玉	証	券	2.82	2.68	2.82					
そ	の	他	の	証 券	0.01	_	-					
合				Ħ	1.01	0.94	0.89					
資	産	運	用 利	り	1.53	1.27	1.25					
(参	多考) 時	価 総 合	利回り	0.34	1.95	0.36					

⑤有価証券残存期間別残高

⑤有	有価証券残存期間別残高 (単位:百万円)												
_				年	度				2017年度末				
区	分					1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計	
玉					債	9,512	13,352	98	_	698	58,760	82,422	
地		:	方		債	7,372	15,252	10,711	200	710	707	34,954	
社	債				債	5,332	11,734	5,876	201	100	1,505	24,750	
株					式	_	_	_	_	_	3,023	3,023	
外		玉	証		券	_	100	96	_	_	_	197	
そ	の	他	の	証	券	_	_	_	_	_	_	_	
合					計	22,218	40,440	16,782	401	1,510	63,996	145,349	
株外そ	Ø			証	式 券 券	- -	100	96 –	_ _ _	- -	3,023	3,0	

(単位:百万円)

_				年 度	2018年度末							
区	分				1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計	
玉				債	7,999	4,509	98	_	1,490	62,292	76,390	
地		7	5	債	8,278	26,881	13,726	410	700	507	50,504	
社				債	5,775	17,319	4,567	_	300	1,304	29,268	
株				式	_	_	_	_	_	1,599	1,599	
外		玉	証	券	100	_	97	_	_	_	198	
そ	の	他	の	証 券	_	_	_	_	_	_	_	
合				計	22,153	48,710	18,490	410	2,491	65,703	157,959	

⑥業種別保有株式の額

(単位:百万株、百万円)

		_	年	度		2017年度末		2018年度末			
区分					株数	金額	構成比(%)	株 数	金額	構成比(%)	
金	融	保	険	業	0	3,023	100.0	0	1,599	100.0	
合				計	0	3,023	100.0	0	1,599	100.0	

- (注)1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。
 - 2. 銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

②貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑧担保別貸付金残高

該当ありません。

⑨使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑩業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑪規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

12リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

_											(1 1 - 1 - 2 / 3 / 3 /
区	分						年	度	2016年度末	2017年度末	2018年度末
破		綻		先		債		権	_	_	_
延		ž	帯		信		権	_	_	_	
3	カ	月	以	上	延	滞	債	権	_	_	_
貸	付	条	件		緩	和	債	権	_	_	_
合								計	_	_	_

(注)1.破 綻 先 債 権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の 見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」 という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限 度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

2.延 滞 債 権 未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を 猶予した貸付金以外の貸付金です。

3.3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しない

4. 貸付条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、1.から3.までに掲げる債権に該当しないものです。

⑬債務者区分に基づいて区分された債権

(単位:百万円)

区分			年 度	2016年度末	2017年度末	2018年度末
破産	更 生 債 権 及 び	これらに準ず	る 債 権	-	_	_
危	険	債	権	_	_	_
要	管	理 債	権	_	_	_
正	常	債	権	_	_	_
合			計	_	_	_

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等により、経営破綻に陥っている債務者に 対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権 の元本回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 要管理債権

3カ月以上延滞貸付金および貸付条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本または 利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金(1.および2.に掲げる債権を除く)で あり、貸付条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で1.およ び2.に掲げる債権ならびに3カ月以上延滞貸付金に該当しない債権です。

4. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1.から3.までに掲げる債権以外のもの

に区分される債権です。

(4)有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分			年 度	2016年度末	2017年度末	2018年度末
土			地	_	_	-
営	業		用	_	_	-
賃	貸		用	_	_	
建	书		物	188	169	
営	業		用	188	177	169
賃	賃 貸 用		用	_	_	-
建	設 仮	勘	定	22	_	63
営	業		用	22	_	63
賃	貸	!	用	_	_	-
	計			211	177	233
営	業		用	211	177	233
賃	貸	!	用	_	_	_
その	他の有用	杉 固 定	資 産	3,188	2,229	1,456
有 形	形固定資産合計			1,689		

⑤特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支

該当ありません。

16保険契約準備金

[支払備金] (単位:百万円)

種目				年 度	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末
火海傷自自 ・動	動 車 損 害 の	賠	償	災上害車 任他	0 135 690 34,369 469	1 17 654 36,388 480 –	1 10 680 37,176 471 –	5 △1 694 38,363 471 –	5 △4 670 39,540 462 –
合				計	35.665	37.542	38.340	39.535	40,674

[責任準備金] (単位:百万円)

種 E	 ∃					年	度	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末
火海傷自自そ	動車	損	動害の	賠	償	責	災上害車任他	388 14 38,784 45,690 1,630	421 24 43,315 50,143 1,799	439 2 47,861 55,848 2,023	435 0 52,329 62,074 2,237	802 0 57,519 67,023 2,473
合							計	86,508	95,704	106,173	117,077	127,819

[責任準備金残高の内訳]

(単位:百万円)

_				_			区	分			2017	年度末		
種	目								普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火								災	384	50	0	_	_	435
海								上	_	0	_	_	_	0
傷								害	48,889	3,330	109	_	_	52,329
自				動				車	44,478	17,589	_	6	_	62,074
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	2,237	_	_	_	_	2,237
そ				の				他	_	_	_	_	_	_
合								計	95,990	20,970	109	6	_	117,077

(単位:百万円)

								分			2018	年度末		
種	Ħ								普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火								災	657	143	1	_	_	802
海								上	_	0	_	_	_	0
海 傷								害	53,783	3,614	121	_	_	57,519
自				動				車	46,139	20,878	_	6	_	67,023
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	2,473	_	_	_	_	2,473
そ				の				他	_	_	_	_	_	_
合								計	103,054	24,636	122	6	_	127,819

⁽注) 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

⑦責任準備金積立水準

区分		_	_			_			年	度		2017年度	2018年度
積 立 方 式	標	準	責	任	準	備	金	対	象	契	約	標準責任準備金	標準責任準備金
惧 业 刀 丸	標	準	責	任	準	備 쉸	シ 対	象	外	契	約	_	_
 積				<u>17</u>							率	100.0%	100.0%

- (注)1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる 保険としている保険契約を除いています。
 - 2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
 - 3. 積立率=(実際に積立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷ (下記(1)~(3) の合計額)
 - (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
 - (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
 - (3)2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

18引当金明細表

[2017年度]

(単位:百万円)

			-	7 /					2016年度末	₹	2017年度	2017年	度減少額	2017年度末
			Ŀ	₹ 5	<i>a</i>)				残 高	5	増加額	目的使用	その他	残 高
貸	-	般	貸	侄	到	引	当	金	_		_	_	_	_
貸倒引当金	個	別	貸	侄]	引	当	金	_		_	_	_	_
当	特	定海	外	債	権	引	当 勘	定	_		_	_	_	_
金	合							計	-		_	_	_	_
役	員	退	職	慰	労	引	当	金	36		_	36	_	_
賞		与		引		当		金	1,082		1,132	1,082	_	1,132
価	柗	\$ 3	Z.	動	绉	≛	備	金	177		29	_	_	206

[2018年度] (単位:百万円)

						2017年度末	2018年度	2018年	き減少額	2018年度末
		区分				残 高	増加額	目的使用	その他	
貸	一 般	貸倒	引	当	金	_	_	_	_	-
貸倒引当	個 別	貸倒	引	当	金	_	_	_	-	_
当	特定海	外債	権 引	当 勘	定	_	_	_	_	_
金	合				計	_	_	_	_	_
役	員 退	職慰	労 引	当	金	_	_	_	_	-
賞	与	引		i	金	1,132	1,236	1,132	-	1,236
価	格。	変 動	準	備	金	206	31	_	-	238

⑲貸付金償却の額 該当ありません。

⑩資本金等明細表 資本金等明細表につきましては、58,59ページの株主資本等変動計算書をご参照ください。

Ⅲ 損益の明細

①有価証券売却損益および評価損

(単位:百万円)

		年	E 度		2016年度			2017年度			2018年度	
区 分				売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
围	債	İ	等	6	0	_	14	_	_	9	0	_
株			式	679	_	_	455	_	_	547	_	_
外	围	証	券	_	-	_	_	_	-	_	1	_
合			計	685	0	_	470	_	-	557	0	_

②売買目的有価証券運用損益 該当ありません。

③固定資産処分損益

(単位:百万円)

	年 度							度		2016	5年度	201	7年度	2018	3年度
区	分									処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土		地	!		•		建		物	_	0	_	5	_	4
そ	の	他	の	有	形	固	定	資	産	_	0	_	0	_	0
無		形		固	定	2	資		産	_	19	_	_	_	2
合									計	-	19	_	5	-	7

④事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区分		年 度	2016年度	2017年度	2018年度
人	件	費	9,875	10,176	10,801
物	件	費	23,504	26,072	26,259
税		金	841	914	925
火災予防拠出金	金および交通事故	予防拠出金	0	0	0
保険契約者的	呆護機構に対す	る負担金	_	_	_
諸 手 数	料 及 び 集	金費	1,646	1,771	1,724
合		計	35,867	38,934	39,711

⁽注)金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。

⑤減価償却費明細表

[2017年度] (単位:百万円)

													(半位・ログバリ)
			Ì	資産の	の種类	湏				取得価額	2017年度 償却額	賞却累計額	2017年度末 残高
建									物	609	29	431	177
				営		j	業		用	609	29	431	177
		賃 貸 月			用	_	_	_	_				
そ	の	他	の	有	形	固	定	資	産	5,936	1,088	3,706	2,229
ソ		フ		١	Ċ	ל	I		ア	20,937	1,502	15,929	5,008
そ	の	他	他の無形固定資		産	1,879	1,307	1,869	9				
合						計	29,362	3,927	21,936	7,425			

[2018年度] (単位:百万円)

													(1 12 : 11)
			Ì	資産(の種類	類				取得価額	2018年度 償却額	償却累計額	2018年度末 残高
建									物	620	31	450	169
				営		į	業		用	620	31	450	169
	賃 貸 用					貸		用	_	_	_	_	
そ	の	他	の	有	形	固	定	資	産	6,172	1,013	4,716	1,456
ソ				ア	23,988	1,412	17,342	6,646					
そ	の他の無形固定資			産	1,879	0	1,870	9					
合									計	32,660	2,457	24,378	8,282

☑ 時価情報等

①有価証券

[売買目的有価証券] 該当ありません。

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

			2017年度末			2018年度末	
種類		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額	公 社 債	74,383	91,556	17,172	79,921	101,571	21,650
を超えるもの	外国証券	197	211	13	198	208	10
	小 計	74,581	91,767	17,185	80,119	101,779	21,660
時価が貸借対照表計上額	公 社 債	4,496	4,173	△323	_	_	_
を超えないもの	外国証券	_	_	_	_	_	_
	小 計	4,496	4,173	△323	_	_	_
合	計	79,078	95,940	16,862	80,119	101,779	21,660

[その他有価証券] (単位:百万円)

					2017年度末			2018年度末	
種類				貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が	公	社	債	40,245	40,151	93	49,970	49,899	70
取得原価を超えるもの	株		式	3,023	412	2,610	1,599	324	1,274
	小		計	43,268	40,564	2,704	51,569	50,223	1,345
貸借対照表計上額が	公	社	債	23,002	23,029	△27	26,271	26,298	△27
取得原価を超えないもの	株		式	_	_	_	_	_	_
	小		計	23,002	23,029	△27	26,271	26,298	△27
合			計	66,270	63,593	2,677	77,840	76,521	1,318

[当年度中に売却したその他有価証券]

(単位:百万円)

		2017年度			2018年度		
	種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
公	社	4,622	14	_	3,108	9	0
株	式	573	455	_	637	547	_
合	≣ †	5,195	470	_	3,746	557	0

②金銭の信託 該当ありません。

③デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く) 該当ありません。

④保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 該当ありません。

⑤先物外国為替取引 該当ありません。

⑥有価証券関連デリバティブ取引(⑦に掲げるものを除く) 該当ありません。

⑦金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)

該当ありません。

☑ 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書

2018年4月1日から2019年3月31日までの事業年度に係る財務諸表の正確性、および、内部監査の有効性については、以下のとおり当社代表取締役社長が確認しています。

確認書

ソニー損害保険株式会社 代表取締役社長 丹羽 淳雄

- 1. 私は、当社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第21期事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、私の知る限りにおいて、すべての重要な点において虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。
- 2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表の適正性の確保を図っております。
 - (1)財務諸表の作成に当たって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
 - (2)内部監査部門により、所管部署における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
 - (3)当社の重要な情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

☑ その他

「当社およびその子会社等の概況」「当社およびその子会社等の主要な業務」「当社およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況」については該当事項はありません。

株主・株式の状況

①基本事項

■定時株主総会開催時期 事業年度終了後4ヵ月以内

■決算期日 毎年3月31日

■公告の方法 電子公告 (公告掲載URL https://from.sonysonpo.co.jp/company/fr05070.html)

*電子公告できない場合、東京都において発行される日本経済新聞に掲載します。

②株式分布状況および上位10名の株主

(2019年7月1日現在)

株主名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式の割合
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町1-9-2	40万株	100%

③資本金の推移および最近の新株の発行

(2019年7月1日現在)

OF 4 . — : . — : . — : . —			(2019年/月1日5年)		
年 月 日	新株発行数 (単位:株)	発行済株式総数 (単位:株)	増 資 額 (単位:百万円)	資 本 金 (単位:百万円)	
1998年 6月10日	9,600	9,600	_	480	
1999年 4月 3日 1999年 7月24日	400 20,000	10,000 30,000	1,000	500 1,500	
1999年 8月20日	70,000	100,000	3,500	5,000	
2000年 7月 4日 2001年 8月29日	100,000	200,000 300.000	5,000 5,000	10,000	
2003年 6月25日	100,000	400,000	5,000	20,000	
	I				

取締役・監査役および執行役員一覧

取締役•監査役一覧

(2019年7月1日現在)

		(2017年/7]1日死任/
役 職 名	氏 名	ソニーフィナンシャルグループでの重要な兼職状況 *1
代表取締役社長	でも まっま 丹羽 淳雄 * 2	
代表取締役	ふくもと としひて 福本 俊彦 *2	
取締役	いしい たかゆき 石井 隆行 *2	
取締役	n L n L l l l l l l l l l l l l l l l l	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役社長 ソニー生命保険株式会社 取締役 ソニー銀行株式会社 取締役 ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社 代表取締役社長
取締役	いとう ゆたか 伊藤 裕	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役 ソニー生命保険株式会社 取締役 ソニー・ライフケア株式会社 取締役 ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社 取締役
常勤監査役	まさだ けんいち 長田 兼一	ソニー生命保険株式会社 監査役 ソニー銀行株式会社 監査役
監査役	早瀬 保行	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 常勤監査役 ソニー生命保険株式会社 監査役 ソニー銀行株式会社 監査役
監査役	のなか たけとし 野中 武敏	ソニー生命保険株式会社 常勤監査役 ソニー銀行株式会社 監査役
監査役	たかぎ けんじ 髙木 健次	ソニー銀行株式会社 常勤監査役 ソニー・ライフケア株式会社 監査役

^{* 1} 上表記載のソニーフィナンシャルグループとは、金融持株会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社およびその傘下にあるソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社、ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社を指します。

執行役員一覧

(2019年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	担当部門
社長 執行役員	に ゎ ぉっぉ 丹羽 淳雄	監査部、お客様の声対応推進部担当
専務・執行役員	ふくもと としひて 福本 俊彦	カスタマーサービス部門、総務人事部、人財開発部、CXデザイン室担当 カスタマーサービス部門長委嘱
常務 執行役員	いしい たかゆき 石井 隆行	マーケティング部門、業務企画室担当マーケティング部門長委嘱
執 行 役 員	はせがわ とおる 長谷川 徹	経営企画部、経理部、財務部、経営数理部担当
執 行 役 員	はまば よういち 濱場 洋一	損害サービス部門、損害サービス支払審査室担当 損害サービス部門長委嘱
執 行 役 員	しもだ せいじ 下田 誠司	商品企画部、商品数理部担当商品企画部長委嘱
執 行 役 員	gs けいで 原 佳子	IT・システム部門担当 IT・システム部門長、システム企画部長委嘱
執行役員	ょしかわ しょういちろう 吉川 正一郎	コンプライアンス部、業務管理部担当 業務管理部長委嘱

^{* 2} 執行役員を兼務

会社の組織

役会

役



^{*} 部以下の組織は、お客様に直接サービスを提供する拠点等を中心に掲載しています。 なお、拠点等はお客様にご案内している名称で掲載しているため、実際の課名称等と異なる場合があります。 (2019年7月1日現在)

従業員の状況

従業員の状況

(2019年3月31日現在)

区分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
合 計	1,303名	38.7歳	7.1年	38.9千円

- (*) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、休職者、アルバイトまたはパートを含んでいません。
 - 2. 平均給与月額は2019年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与は含まれていません。
 - 3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しています。

採用方針

「既存のやり方にとらわれず、人がやらないこと、新しいことに挑戦したい」という気持ちを持ち、思考力・行動力・協働力を発揮して「ソニー損保ならでは」の商品やサービスをともに創っていける人財の採用を目指しています。

<新卒採用者数の推移>

区 分	全国勤務型社員	エリア限定型社員	合計
2017年 4月入社	8名	16名	24名
2018年4月入社	12名	27名	39名
2019年4月入社	11名	22名	33名

福利厚生

法律で定められている健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を整備しています。

年次有給休暇(初年度15日/計画取得あり/一部時間単位取得可)/慶弔休暇/産前・産後休暇/パパママ休暇/育児休職/介護休職/持株会制度/財形貯蓄制度/退職金制度(ポイント制退職金+確定拠出年金)/ソニー健康保険組合関連施設(ラフォーレ倶楽部、契約フィットネスクラブ等)/転勤社宅制度等

損害保険用語の解説(50音順)

■解約返戻金

保険契約を解約した場合に、受取ることができるお金のことで、保険の種類や契約方式により、返戻金の有無や金額が異なります。

■価格変動進備金

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的として、あらかじめ積立てる準備金をいいます。

■過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に 応じて損害賠償額を減額することをいいます。

■過失割合

保険事故における過失(不注意等)の割合をいい、損害額の算定に影響を 及ぼします。

■契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示により、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反等による解除の際は契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずることとしています。

■契約の失効

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、 保険で支払われない事故(戦争・暴動など)によって保険の対象が滅失した 場合は保険契約は失効となります。

■告知義務

保険契約の締結の際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る、また、 保険会社からの質問に正しくお答えいただく(不実を申し出ない)義務 をいいます。

■再調達価額

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するため に必要な金額をいいます。

■時価(額)

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するため に必要な金額から、使用による消耗分を差引いた金額をいいます。自動車 保険においては、市場販売価格相当額(同一車種・車名・型式・仕様・初度 登録年月または年式で同一損耗程度の自動車の価格相当額)をいいます。

■事業費

保険会社の事実上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費 | を総称していいます。

■地震保険料控除制度

地震保険を契約して保険料を支払うと、所得税法および、地方税法に則り、 その支払保険料に応じて、一定の額がその年の契約者の所得から差引かれる制度をいいます。

■支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金支払額が未確定のものや保険 金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積立てる準 備金のことをいいます。

■正味収入保険料

契約者から直接受取った保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減(出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)し、さらに積立保険料を控除した保険料をいいます。

■青仟淮備会

将来の保険金支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、 あらかじめ積立てておく準備金をいいます。これには、「普通責任準備金」 「異常危険準備金」「危険準備金」「払戻積立金」「契約者配当準備金等」な どがあります。

■全損

保険の対象が、完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

■損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された料率算出団体です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出などを行っています。

■指害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営 分析や保険料率の算出に用いられます。正味損害率は正味支払保険金に 損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

■诵知義務

保険を契約した後、保険の対象を変更するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が速やかに保険会社に連絡する義務をいいます。

■被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

■分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害を いいます。

■保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が保険契約により補償の責任を負う 期間のことです。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は 保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われて いないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが多くあり、その 場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

■保険金

保険契約によって補償される事故により損害が生じた場合に、保険会社が 被保険者に支払う金銭のことです。

■保険金額

保険契約において設定する契約金額のことで、保険事故が発生した場合 に、保険会社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は、保険契約 者と保険会社との契約によって定められます。

■保険契約者

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、 保険料の支払義務を負います。

■保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が 決算期末に積立てる準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。 支払備金、責任準備金などがあります。

■保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

■保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。船舶保険での船体、貨物保険での貨物、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

■保険引受利益

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査費などの保 険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収 支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る 法人税相当額などです。

■保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、基本的な内容を定めた 普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更する特約とがあり ます。

■保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。保 険契約の申込みをしても、保険料の支払いがなければ、補償されません。

■免責

保険契約の申込みに際して、補償されない(保険金が支払われない)事項を定める場合があり、これを免責といいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」などの見出しで説明されています。保険事故が発生しても、免責となっている事項に該当する場合は補償されません。

■免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小さな損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことです。 免責金額を超える損害については、保険金から免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

開示項目一覧

(保険業法施行規則第59条の2に基づく開示項目と掲載ページ)

[保険会社の概況および組織	
- A Marian - Marian	● 有価証券の種類別の残存期間別残高
上位10名の株主	● 業種別保有株式の額
取締役および監査役	● 貸付金の残存期間別の残高
I保険会社の主要な業務の内容 32~42	● 担保別貸付金残高
[保険会社の主要な業務に関する事項	● 使途別の貸付金残高および構成比 63
1 直近の事業年度における事業の概況16~19	● 業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合 63
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 44	● 規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合 63
• 経常収益	● 有形固定資産および有形固定資産合計の残高 64
・経常利益または経常損失	(5)特別勘定に関する指標等
・当期純利益または当期純損失	● 特別勘定資産残高
・資本金の額および発行済株式の総数	● 特別勘定資産
・純資産額	● 特別勘定の運用収支
・総資産額および特別勘定または積立勘定として経理された資産額	4 責任準備金の残高の内訳
・責任準備金残高	5 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト) ・・・・・・ 49
・貸付金残高	6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表 50
・有価証券残高	Ⅳ保険会社の運営
・保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率(単体ソルベンシー・マージン比率)	1 リスク管理の体制24~26
・配当性向	2 法令遵守の体制・・・・・・ 22
・従業員数	3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性・・・・・ 26
・正味収入保険料の額	4 指定損害保険業務紛争解決機関の名称
3 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等	V 直近の2事業年度における財産の状況
(1)主要な業務の状況を示す指標等	1 計算書類
● 正味収入保険料の額および元受正味保険料の額 45	● 貸借対照表54~56
● 受再正味保険料の額および支払再保険料の額 45	● 損益計算書 57,58
● 解約返戻金の額および保険引受利益の額 46,48	● キャッシュ・フロー計算書
● 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額 46,47	● 株主資本等変動計算書58,59
● 受再正味保険金の額および回収再保険金の額 46,47	2 リスク管理債権 63
(2)保険契約に関する指標等	・破綻先債権
契約者(社員)配当金の額 50	・延滞債権
● 正味損害率・正味事業費率およびその合算率 48	・3カ月以上延滞債権
● 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率 48	・貸付条件緩和債権
● 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合 46	・リスク管理債権の合計額
出再を行った再保険者の数・・・・・・・・・・・・49	3 債務者区分に基づいて区分された債権 64
出再保険料の上位5社の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・破産更生債権及びこれらに準ずる債権
出再保険料の格付ごとの割合 49	・危険債権
未収再保険金の額 47(2)公理 に関するとも無効	• 要管理債権
(3) 経理に関する指標等 ■ 支払備金の額および責任準備金の額	・正常債権
● 支払佣金の銀のより負亡年佣金の銀	4 保険金等の支払い能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率) … 52,53
員	5 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)
● 5日立明和衣(貝間5日立の州木浅向のよび州中の培/(原代で20) ··· 00 *カッコ内が法定開示項目	● 有価証券67,68
● 貸付金償却の額	● 金銭の信託
● 資本金等明細表(含む利益準備金および任意積立金) 66	● デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)・・・・・ 68
*カッコ内が法定開示項目	● 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 68
● 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動 49	● 先物外国為替取引 ····································
● 事業費	● 有価証券関連デリバティブ取引(以下項目に掲げるものを除く) … 68
(4)資産運用に関する指標等	● 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは
● 資産運用の概況 50	有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証
● 利息配当収入の額および運用利回り 51	券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品
● 海外投融資残高および構成比 51	取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同
● 海外投融資利回り	項第1号の性質を有するものに係るものに限る) 68
● 商品有価証券の平均残高および売買高	6 その他
● 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比 62	● 保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類
● 保有有価証券利回り	について会社法による会計監査人の監査を受けている旨 54





会社概要

社 名 ソニー損害保険株式会社 (英文社名) (Sony Assurance Inc.)

代表取締役社長 丹羽淳雄

設 立 年 月 日 1998年6月10日

(ソニーインシュアランスプランニング株式会社として設立)

本社所在地 〒144-8721

東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F

資 本 金 200億円

株 主 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

(持株比率100%)

事業内容 損害保険業

沿革

1998年 6月 ソニーインシュアランスプランニング株式会社設立

1999年 7月 本社を東京都大田区におく

1999年 8月 資本金を50億円とする

1999年 9月 金融再生委員会より損害保険業の免許を取得/

社名を「ソニー損害保険株式会社」に変更/ 自動車保険のインターネットでの申込受付開始

1999年10月 自動車保険の電話での申込受付開始

2000年 7月 資本金を100億円とする

2001年 8月 資本金を150億円とする

2002年 6月 ガン重点型の医療保険SURE〈シュア〉販売開始

2003年 6月 資本金を200億円とする

2004年 4月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社設立に伴い

その傘下に入る

2017年 1月 入院実費型の医療保険ZiPPi〈ジッピ〉販売開始

2018年 6月 インターネット専用の海外旅行保険販売開始

2018年10月 インターネット専用の火災保険販売開始

ソニー損害保険株式会社 ディスクロージャー誌 2019

2019年7月発行

ソニー損害保険株式会社 経営企画部 〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F TEL. 03-5744-0300(代表)

https://www.sonysonpo.co.jp/

本冊子に掲載されている商標「Feel the Difference」、「S・mile工房」、「おりても特約」、「SURE」、「コミュニケーションボード」、「ZiPPi」はソニー損保の登録商標です。このほか、本冊子に掲載されている会社名、製品名はそれぞれ各社の商標または登録商標です。

Sony Assurance





